

「子育て・教育の未来都市」の実現に向けて  
(子育て・教育・学習 分野)

# 施策1 全ての子ども・若者を健やかに育成する

## 我が国の子育て支援分野が直面する課題と展望

### 1. 新たな「子供・若者育成支援推進大綱」の策定

- 平成22年の子供・若者育成支援推進法の施行後、コロナ禍などの困難が発生するとともに、情報化・少子高齢化など子ども・若者を取り巻く状況は大きく変化し、第3次となる新たな大綱を令和3年1月に策定。

- 全ての子供・若者に成長・溝堀の土台となる居場所が確保されるよう、社会添がかりで取り組んできることを育成支援の方向性とした。
- 子供・若者の多様化や課題の複雑化、孤立・孤立やWell-beingの観点を踏まえ、多様なデータからなる参考指標(子供・若者インデックス)を新たに設定し総合的・多面的な評価を充実し、社会全体での推進に活用。

- 令和2年12月に、「現役世帯への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世帯中心」という社会保障の構造を見直し、少子化対策を前進させるための取組と、高齢者にも負担能力に応じた負担を求める改革等に係る「全世帯型社会保障改革の方針」が示された。

- 少子化対策と医療の分野に分かれ、少子化対策では不妊治療への保険適用の早急な実現、待機児童の解消に向けた新たな計画の策定、男性の育児休業の取得促進を推進する。

### ■ 子供・若者育成支援の基本的な方針・施策

①全ての子供・若者の権利やかな育成 p12 幼年・若年期を健やかに過ごすことができ、かつ人生100年時代を幸せ(Well-being)に生き抜く基盤を形成できるよう、育成困難な状態を速やかに克服し、家庭や家族を含め、誰ひとり取り残さず、非常に多くの支援を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り拓けるよう、心	自然・文化体験の充実と1人1台ICT端末の有効活用、少人数学級の実施、健康・安全教育、消費者教育の推進、社会形成に参画する態度、若者の雇用安定化 等 p12,p20,p26
②困難を有する子供・若者やその家族の支援 p13 困難な状態を速やかに克服・軽減しつつ成長していけるよう、家族を含め、誰ひとり取り残さず、非常に多くの支援をこれまでなく支援	担当大臣のリーダーシップの下での組織・孤立対策、自殺、虐待、貧困等への対策、複合的課題への包括的支援、SNS相談やアワドリーの充実、SOSを出し受け止めろの育成 等 p13-p14,p27-p36
③創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援 p14 長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り拓けるよう、心	STEAM (Science,Technology,Engineering,Arts,Mathematics) 教育、起業家教育、「出る杭の心配」、地方移住、地域貢献活動の促進 等 p14,p37-p40
④子供・若者の成長のための社会環境の整備 p15 家庭、学校、地域等が、Well-beingの観点からより良い環境などを整えるよう、支援の橿量を認め、ネットワークを整え、活動を促進	多様な居場所づくり、子育て支援、家庭教養支援、地域と学校の協働、ネット利用の適正化、働き方改革、テレワーク、子供・若者への指導の推進 等 p15-p16,p41-p44
⑤子供・若者の成長を支える想い手の養成・支援 p16 専門人材から身近な大人、子供・若者自身や家族など多様な想い手を養成・確保し、支援	企業等の整備促進、教師の資質能力の向上、専門や地域を超えた共助の推進、先端技術・データ活用 (Child-Youth Tech) 等 p16-p17,p45-p46

注1: 将来は子ども・若者が支委並進本部

### ■ 全世代型社会保障改革の方針の概要（少子化対策分野）

基本的考え方	・長年の課題である少子化対策を大きく前進させる。	
①不妊治療への保険適用	・医療適用ではなくては所得到限なしの助成金。（1回30万円）	
②母乳喂養の奨励	・公費に加え、経済界に協力を求めることにより安定的な財源を確保。児童手当に工賃所得の玉扱5歳以上の方針を示す。これまでの社会保険の構造を見直し、全ての世代が公平に支え合つ「全世代型社会保険」への改革を更に前進させる	
少子化対策	③男女の育児休業の取得促進	・本人または配偶者の申し出をした労働者に休業制度の周知、職場環境の整備等を事業主に義務付け。男性の育児休業率の公表促進を検討

注2: みずほ総合研究所

## 施策1 全ての子ども・若者を健やかに育成する

### 3. 新型コロナウイルス感染症を踏まえた少子化対策の主な取組

- ・ 新型コロナウイルス感染症が流行する中で、婚姻件数及び妊娠届け出数に減少傾向がみられ、出生数についても過去最低を記録した。
- ・ 多くの人が日常生活や将来に不安を感じている中、安心して結婚・妊娠・出産、子育てができる環境整備に取り組むことが必要である。
- ・ 具体的な支援として、妊娠婦に対する感染症対策の徹底や妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備、電話やオンラインを中心とした妊娠婦や准妊婦や夫婦指導、保育所等の臨時休業等に対応するための環境整備、テレワークの強力な推進などである。
- ・ オンラインを活用した婚活イベントの実施、新たな親子の交流の場づくり、学びの継続なども重要である。

出典：内閣府 令和3年版少子化社会対策白書

### 4. 福祉・介護・医療・教育等が連携し、ヤングケアラーの支援が必要

- ・ 介護等に従事する子供・若者である「ヤングケアラー」は、年齢や成長の度合いにより見合わない重い責任や負担を負うことで、自身の生活、勉強や仕事などに支障が出ているケースが見受けられている。
- ・ ヤングケアラーの心身の健やかな育ちのためにには、関係機関・団体等が連携し、ヤングケアラーの早期発見や支援につなげる取り組みが求められている。
- ・ 「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」では、本人にヤングケアラーという自覚がないものも多く、子どもらしい生活が送れず、誰にも相談できずに日々ひとりで耐えている状況が半歩。

### 新型コロナウイルス感染症を踏まえた少子化対策の主な取組

担当課	内容
保健課	○ 地域少子化問題懇親会実施交付金 [3次補正] 対象期間：2023年4月～2024年3月 ・ 新生児出生率が既報比よりも低い地区において、コロナ禍による出生率の低下が懸念される地域に、子育て支援、女性の就労環境改善などのための地域活性化支援事業を実施する。 ・ 不安定な生産年齢層に対する出生率の回復に向け、保健計画を実施して、出生率の回復を図る。 ・ 子育て支援（おむすびサポート）の実施。 ・ 雇用活動助成金・子育て休業手当支給制度の実施。 ・ 健康活動助成金・子育て休業手当支給制度の実施。 ・ 子育て
保育課	○ 保育所等、幼稚園、地域子ども・子育て支援事業における適切な支援 ・ 保育所等における育児休業等の取得率の向上（目標） ・ 地域の育児休業等の取得率が目標を回らざる事案が多いために実現していないために対応する。 ・ 健康の維持向上による就業意欲の向上。 ・ 幼稚園生徒給付金制度による子育て支援事業（日額159円） ・ 各期2年程より新規出世枠（つくりだいせきじゆく）にて育児休業等における扶助金の活用。保育士確保などにより、新規のニーズに応じた地域支援事業。
高齢者課	○ 高齢者の少子化支援策実施交付金 [4次補正] 対象期間：2024年4月～2025年3月 ・ 高齢者の少子化支援策実施交付金による高齢者扶助金、高齢者扶助金の活用。 ・ お年寄りの高齢者扶助金の活用による扶助金の調整。 ・ 老人扶助、介護扶助、介護保険料、介護保険料の減免。
教育課	○ 地域少子化問題懇親会実施交付金 [3次補正] 対象期間：2023年4月～2024年3月 ・ 新生児出生率が既報比よりも低い地区において、子育て支援事業の実施を行う。 ・ 地域少子化問題懇親会実施交付金による地域活性化支援事業。

### ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトアーミー報告

現状・課題	ヤングケアラーの支援策	今後の見通し
現状・課題	○ ヤングケアラーは、家庭内のリソース不足による問題であることが多いから問題が多い。 ○ ヤングケアラー一人で育てる問題のため自立支援が不十分。 ○ ヤングケアラーに対する社会的評議、支持が不十分。 ○ サービスの利用困難が原因でやがて離職となる。 ○ ヤングケアラーのための支援は少ない。 ○ また自立支援のための人材不足がある。 ○ そのためヤングケアラーの問題解決が進展しない。	ヤングケアラーへの支援策 1 幼稚園・保育園 ○ 幼稚園・保育園へ飲食室・食事室の設置。 ○ 幼稚園・保育園へ飲食室・食事室の設置。 2 少年少女支援室 ○ 保護者の相談支援室。 ○ 幼稚園・保育園へ飲食室・食事室の設置。 ○ 幼稚園・保育園へ飲食室・食事室の設置。 ○ 保護者の相談支援室。 3 教育現場への支援 ○ スタッフ研修会（ヤングケアラーへの配慮）の実施。 ○ 教育現場におけるヤングケアラーの支援。
現状・課題	○ ヤングケアラーの問題である問題は多い。 ○ ヤングケアラーの問題は多くための努力が不足。 ○ ヤングケアラーの問題は多くための努力が不足。 ○ ヤングケアラーの問題は多くための努力が不足。 ○ ヤングケアラーの問題は多くための努力が不足。 ○ ヤングケアラーの問題は多くための努力が不足。 ○ ヤングケアラーの問題は多くための努力が不足。 ○ ヤングケアラーの問題は多くための努力が不足。	○ 教育現場への支援 ○ スタッフ研修会（ヤングケアラーへの配慮）の実施。 ○ 保護者の相談支援室。 ○ 幼稚園・保育園へ飲食室・食事室の設置。
現状・課題	○ リスク要因は、家族構成による問題である。 ○ リスク要因は、家族構成による問題である。 ○ リスク要因は、家族構成による問題である。 ○ リスク要因は、家族構成による問題である。	○ リスク要因は、家族構成による問題である。
現状・課題	○ リスク要因は、家族構成による問題である。	○ リスク要因は、家族構成による問題である。

## 施策1 全ての子ども・若者を健やかに育成する

### 5. チャイルド・ユース・テックで、いじめや児童虐待を防止

- 厚生労働省では、多様化・複雑にする子供・若者の個々の状況に応じた支援に、デジタル技術やデータの活用をはかるチャイルド・ユース・テック(Child-Youth Tech)を推進している。
- 滋賀県大津市では、いじめの深刻化をAIが予測するシステムを活用。平成29、30年度のいじめ事案報告書約5200件を判定させたところ、9.6%が「深刻化事案」にあたる結果となった。
- 三重県では、国立研究開発法人産業技術総合研究所と協働で児童相談所に蓄積した約6000件の記録の児童の年齢等の基本情報と、虐待リスクのアセスメントデータをデジタル化。虐待の重篤度、将来的な再発率、一時保護の必要性、対応終結までに要する日数等を予測・掲示する機能を備えたシステム「AiCAN」を開発。

### ■大津市での実証実験の概要

**本実証実験における【深刻化事案※1】の定義について**

条件：以下①～④のいずれかに該当する事案を「深刻化事案」として判断※2

① 項目「被害者の状況」が以下のいずれかに該当

- 「事案以後の欠席日数」について、欠席日数が3日以上
- 「精神疾患発症」「身体障害」「品物等被害」「日程企図」選択
- 「その他」の詳細記載欄に向かうかの記載あり

② 項目「指導内容」「関係機関への連絡・相談」に向かうかの記載あり

③ 事案収束までの期間が6か月以上かかるため対策委員会が5回以上開催

④ 事案収束までに報告書が4枚以上提出

※1：本実証実験における「深刻化」はいじめ防止対策推進法第2条第1項にて定義される「生命心身財産重大障害」とは異なり、單なる登校拒否や運動不足などによる可能性がある。

※2：本定義は研究過程における定義である為、実用実績を見出しづらくなる可能性がある。

全体の9.6%を「深刻化事案」と判定し、  
有識者会議にて判定結果と事実に大きな乖離がないことを確認

### ■三重県に導入した「AiCAN」の機能概要



出典：内閣府令和3年版 幸せ・子ども白書

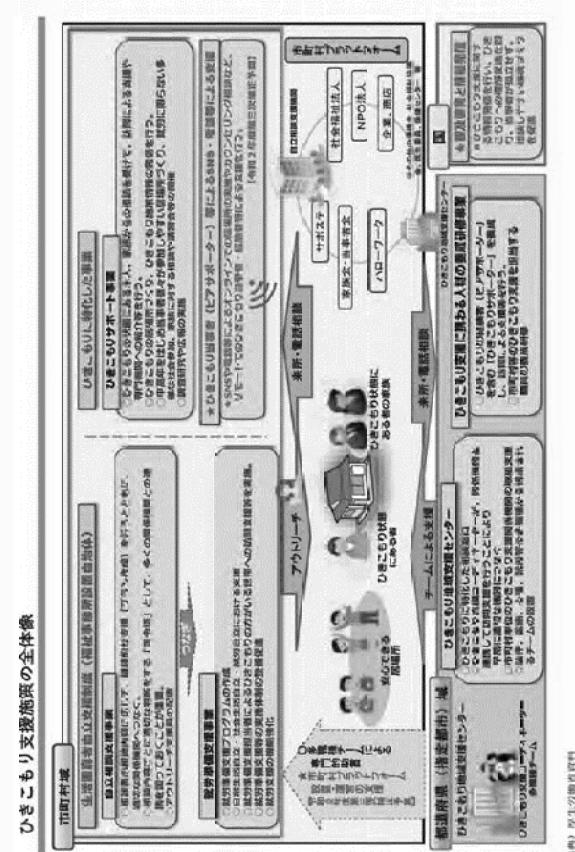
出典：内閣府令和3年版 幸せ・子ども白書

## 施策1 全ての子ども・若者を健やかに育成する

### 6. SNSや電話等、市町村プラットフォームを活用し、ひきこもり支援の充実を促進

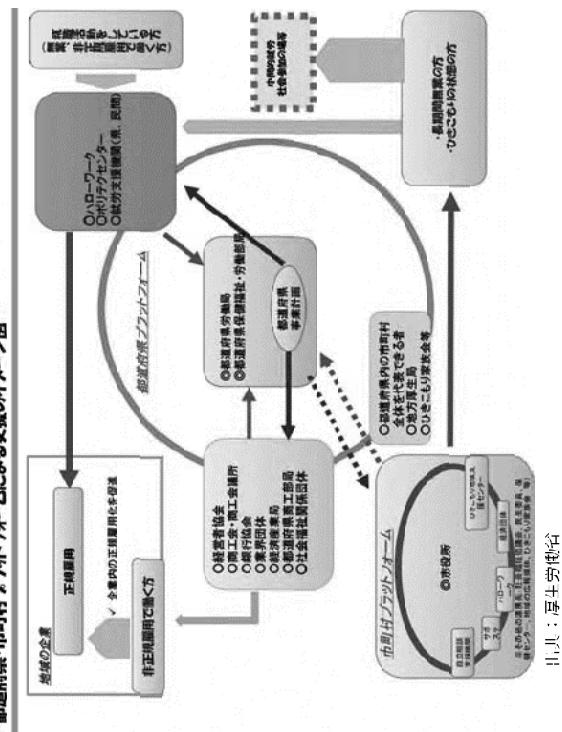
- ひきこもりに特化した相談窓口「ひきこもり地域支援センター」の整備が平成30年度に全ての都道府県及び指定都市で完了。
- 令和3年度では、新たにSNSや電話等を活用して、ひきこもり当事者等によるカウンセリング相談やオンラインでの居場所づくりを行って事業を創設し、リモートによる相談支援等の充実を図る。
- 就職氷河期世代支援の取組で、社会全分野で取り組む機運を醸成し、支援の実行を高めるため、特に社会参加に向けた支援を必要とする人に対応する「市町村プラットフォーム」を設置。地域資源、ニーズを把握、適切な支援を推進。

ひきこもり支援施策の全体像



(出典) 厚生労働省資料

駅道府県・市町村プラットフォームによる支援のイメージ図



(出典) 厚生労働省資料

## 施策2 確かな自信と志を育む学校教育を推進する

### 我が国の学校教育が直面する課題と展望

#### 1. 「令和の日本型学校教育」で、個別最適・協働的な学びを実現

- 文部科学省では、Society5.0時代の到来など社会の在り方が劇的に変わる社会状況を見据え、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと共同的な学びを実現するため、2020年代を迎えて実現を日当す学校教育を「令和の日本型学校教育」とした。

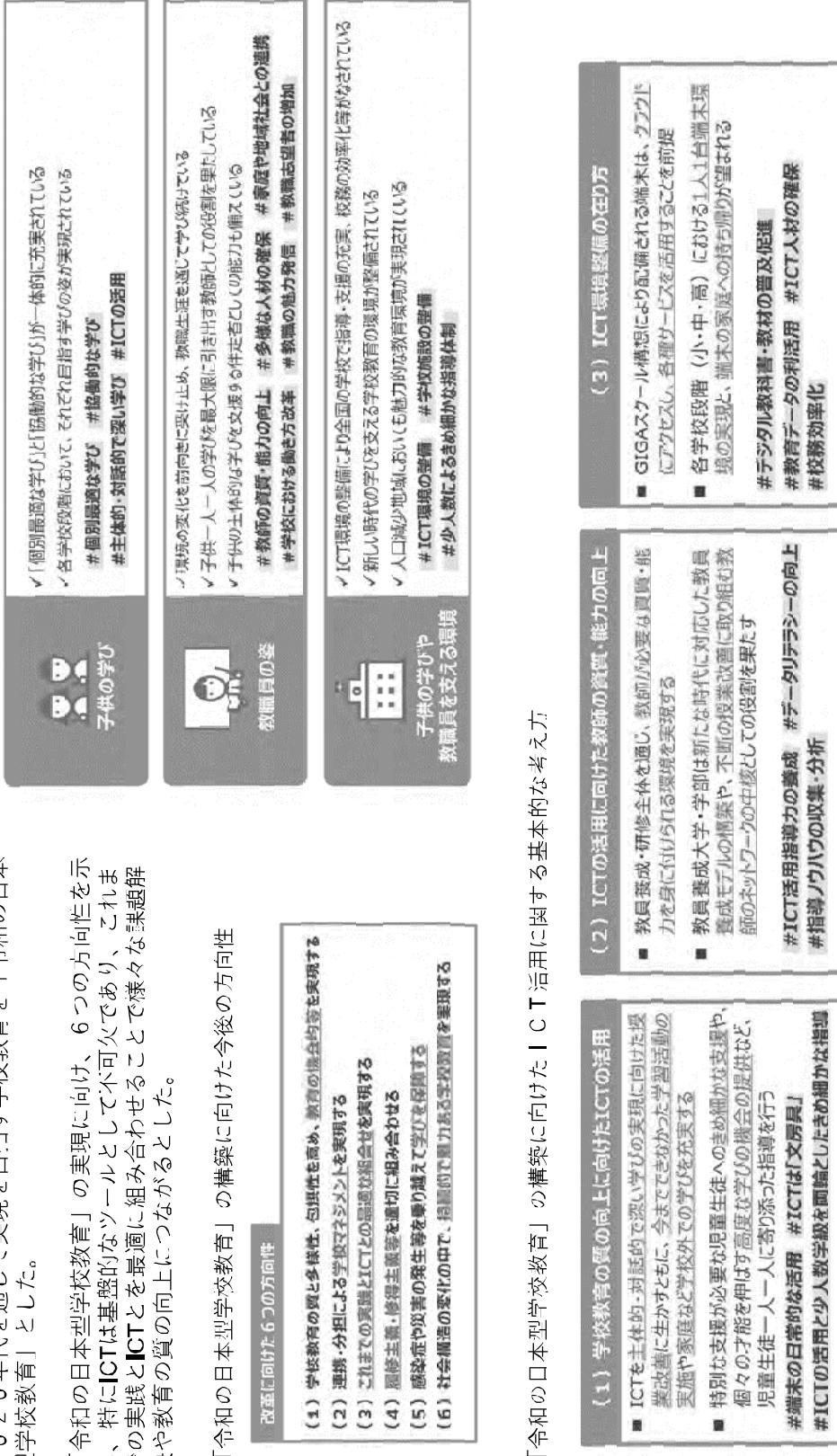
- 「令和の日本型学校教育」の実現に向け、6つの方向性を示し、特にICTは基盤的なツールとして不可欠であり、これまでの実践とICTとを最適に組み合わせることで様々な課題解決や教育の質の向上につながるとした。

#### ■「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

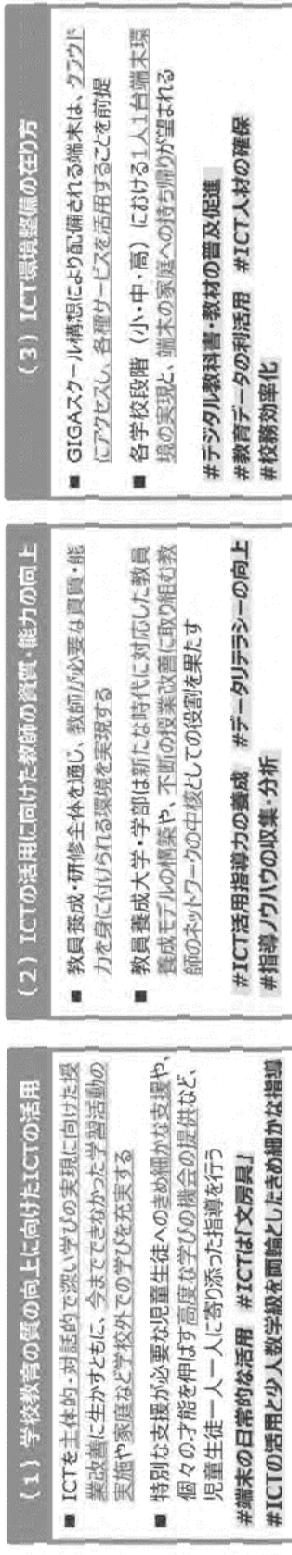
- (1) 学校教育の質と多様性、包括性を高め、教育の懸念均査を実現する
- (2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する
- (3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する
- (4) 教師主義・修得主義等を諒切て組み合わせる
- (5) 感覚症や災害の発生等を取り越えて学びを保証する
- (6) 社会構造の変化の中で、持続的で豊かある学校教育を実現する

#### 改善に向けた6つの方向性

- 2020年代を通して実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿
- ▶ 全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現／



#### ■「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICT活用に関する基本的な考え方



出典：文部科学省 | 共同声明に

## 施策2 確かな自信と志を育む学校教育を推進する

### 2. ポストコロナ期における新たな学びの在り方

- ・ ニューノーマルにおける教育の姿として、一人一人の多様な幸せと社会全体の幸せを実現するため、教育のデジタル化を進め、データ駆動型の教育に転換することを目指している。
- ・ 初等中等教育における学びの変革の推進、少人数によるきめ細やかな指導体制等の整備と教師の質の向上、高等教育における遠隔・オンライン教育の推進、新たな国際戦略などを提言。

### 3. 今後の教育現場では、共育データの利活用が重要に

- ・ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するため、教育データの効果的な利活用を促進するためには必要な方策を具体的に検討することが必要。
- ・ 全ての子どもたちの力を最大限に引き出せるよう、共育データの標準化、學習履歴（スタディ・ログ）の実活用、教育ビッグデータの効果的な分析・利活用について、令和2年6月から文部科学省で議論が進んでいる。

#### ■ 教育データの利活用の目的（将来像の具体的イメージ）



### 「ポスト・コロナ期における新たな学びの在り方について」

資料1-1	
「ポスト・コロナ期における新たな学びの在り方について」	
<p>（1）ニードマーケットにおける新たな学びの在り方について（「ニードマーケットにおける新たな学びの在り方について」）</p> <p><b>ニードマーケットにおける新たな学びの在り方について</b></p> <p>（ニードマーケットにおける新たな学びの在り方について）</p> <p>（2）大学等における新たな学びの在り方について（「大学等における新たな学びの在り方について」）</p> <p>（3）教員の資質向上による新たな学びの在り方について（「教員の資質向上による新たな学びの在り方について」）</p> <p>（4）データ駆動型の教員育成による新たな学びの在り方について（「データ駆動型の教員育成による新たな学びの在り方について」）</p>	
（1）ニードマーケットにおける新たな学びの在り方について	（2）大学等における新たな学びの在り方について
<p>（1）ニードマーケットにおける新たな学びの在り方について</p> <p>（2）大学等における新たな学びの在り方について</p> <p>（3）教員の資質向上による新たな学びの在り方について</p> <p>（4）データ駆動型の教員育成による新たな学びの在り方について</p>	

六表：文部科学省 共育データの利活用に関するリーフレット会議

（1）大学等における新たな学びの在り方について  
 パート1 大学生の在り方について  
 パート2 大学生の在り方について

（2）大学等における新たな学びの在り方について  
 パート3 教員の在り方について  
 パート4 教員の在り方について

（3）教員の資質向上による新たな学びの在り方について  
 パート5 教員の資質向上による新たな学びの在り方について  
 パート6 教員の資質向上による新たな学びの在り方について

（4）データ駆動型の教員育成による新たな学びの在り方について  
 パート7 データ駆動型の教員育成による新たな学びの在り方について  
 パート8 データ駆動型の教員育成による新たな学びの在り方について

（1）大学等における新たな学びの在り方について  
 パート1 大学生の在り方について  
 パート2 大学生の在り方について

（2）大学等における新たな学びの在り方について  
 パート3 教員の在り方について  
 パート4 教員の在り方について

（3）教員の資質向上による新たな学びの在り方について  
 パート5 教員の資質向上による新たな学びの在り方について  
 パート6 教員の資質向上による新たな学びの在り方について

（4）データ駆動型の教員育成による新たな学びの在り方について  
 パート7 データ駆動型の教員育成による新たな学びの在り方について  
 パート8 データ駆動型の教員育成による新たな学びの在り方について

（1）大学等における新たな学びの在り方について  
 パート1 大学生の在り方について  
 パート2 大学生の在り方について

（2）大学等における新たな学びの在り方について  
 パート3 教員の在り方について  
 パート4 教員の在り方について

（3）教員の資質向上による新たな学びの在り方について  
 パート5 教員の資質向上による新たな学びの在り方について  
 パート6 教員の資質向上による新たな学びの在り方について

（4）データ駆動型の教員育成による新たな学びの在り方について  
 パート7 データ駆動型の教員育成による新たな学びの在り方について  
 パート8 データ駆動型の教員育成による新たな学びの在り方について

## 施策2 確かな自信と志を育む学校教育を推進する

### 4. 約40年ぶりに、公立小学校の学級編成の標準が引き下げ

- 文部科学省では、Society5.0時代の到来や子供たちの多様化が一層進展するなどの状況下で、誰一人取り残すことなくすべての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと共同的な学びを実現するため、令和3年3月に義務標準法を改正。

約40年ぶりに公立小学校の学級編成の標準を引き下げ、令和3年度より5年間かけて小学校第2学年から学年進行で計画的に整備することを決定。

- これに合わせて、GIGAスクール構想下での1人1台端末と少人数学級が実現でき、きめ細やかな指導を通じた学力・学習面での効果、個々の子供が抱える課題への丁寧な対応、家庭等により緊密な連携など、生徒指導面の充実や保護者との連携強化等にもつながる。

### 5. 第3次学校安全の推進に関する計画の策定に向けて、諮問を実施

- 文部科学省は、学校安全を取り巻く様々な課題に対しても学校全体として取り組み体制を整備充実させるため、第3次計画の策定に向けた諮問を実施。

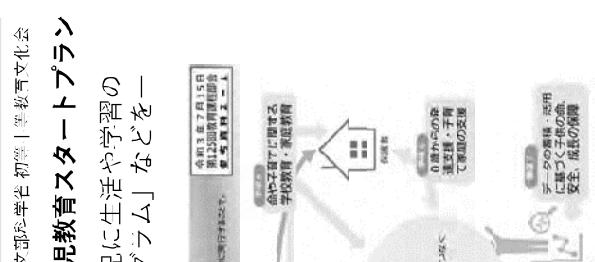
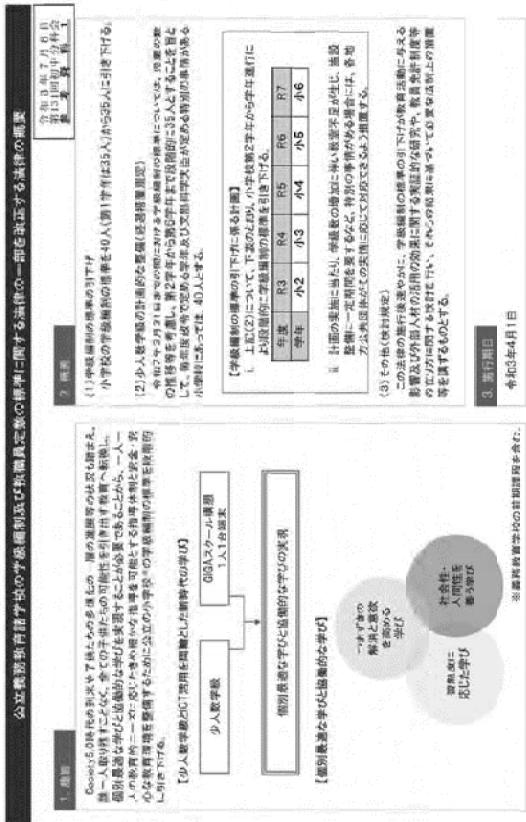
### 6. すべての5歳児に学習基盤を確保する幼児教育スタートプラン

- 経済状況などを問わず、すべての5歳児に生活や学習の基盤を確保する「幼保小の架け橋プログラム」などを一休的に実施する予定。

#### 第三次計画策定に向けての論点(案)

○現行計画期間中の取組状況の検証及び社会の変化に基づく改善策
>東日本大震災の教訓及び近年の災害の発生頻度を踏まえた防災教育の充実
>防犯・交通安全についての「一層の充実方策
>学校・家庭・地域・団体との連携
>新たな課題(SNSの普及、新たな危機事象)への対応
>新型コロナウイルス感染症対策と安全対策の両立

○第三次計画策定に向けての論点(案)
●安全教育、安全管理に関する取組の全国的な質の向上
>学校安全の質を全局的に高め、実効的で持続的なものとするための学校における組織体制の工夫や関係機関との連携
>安心な生活や社会を実現するための体制の整備
>区域・地方公共団体、学校設置者や地場会社を取り組みべき施策の仕り方
>校内体制の在り方



## 施策3 生涯にわたる学習活動を促進する

### 1. 多様な主体とICTの活用で、生涯学習・社会教育を推進

- 人生100年時代やSociety5.0及び新型コロナウイルス感染症など社会の変化を踏まえた今後の生涯学習・社会教育の在り方や具体的な推進方策について、「第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」が令和2年9月に取りまとめられた。
- 新しい時代の生涯学習・社会教育の広がりと充実に向けた方策として、社会教育土の育成・活用、ICTを用いた「つながり」の大、遠隔授業によるリカレント教育の推進等が示された。

### 2. 大学や専修学校等において、リカレント教育を推進

- 社会変化が激しくなる将来において、社会人となつた後もさらに学びを重ね、新たな知識や技能を身につけることが必要であり、文部科学省は、リカレント教育プログラムの開発・拡充を実施。
- 具体的な取組として、IT技術者等を対象とした高度な実践プログラムの開発実施を行う「ecPiT-Pro」や大学・短期大学が行う「職業実践力育成プログラム」などがある。

### 職業実践力育成プログラム（BP）とは

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校（以下、「大学等」）の正規の課程と履修証明プログラムで、主に社会人を対象とした実践的・専門的な課程を「職業実践力育成プログラム（BP）」として文部科学大臣が認定しています。平成27年度に制度創設し、毎年新たなプログラムを認定しています。  
※正規課程と50時間以上の体系的な教育で構成される資格証明プログラムが対象です。

#### BPの特徴

- 対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定しています。
- 関連分野の企業等の意見を取り入れているため、対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できるカリキュラムなどになります。
- 履修証明プログラムの修了者は学長名で履修証明書が交付されます。
- エキスパート教員や関連企業等と連携した実業やグループ討論、フィールドワーク等の科目で構成されており、実践的・専門的な授業を受けられます。
- 社会人が受講しやすい環境を整備しています（通学・夜間開講、集中開講、IT活用等）。

### 第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理

#### 多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育

～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～

##### 1. 生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題

###### 社会的包摵の実現

地域の多様な人が相互に理解し合い共生できる環境をつしていく上で、社会教育は極めて重要な役割を果たすことが期待されている。また、職場や職場の転換を経験する機会を充実するなど、社会教育における学習機会の様々な理由で困難を抱える人たちに対し、知識や技能を習得する機会を充実するなど、社会教育における学習機会の仮想が必要。

###### 人生100年時代と生涯学習・社会教育

マルチペーティングの時代においては、必要な時に必要なやがて必要なが活動を楽しむため、必要な資質・能力等を更新できる。また、職場や職場の転換を経験する機会を増える可能性が高まるため、必要な資質・能力等を更新できる。社会5.0に向けたこれまでの生涯学習・社会教育

###### 時間的・空間的な制約を超えた学びなど、新しい技術を活用した様々な学びの在り方が可能になる。

###### ICT機器を利用できる者とできない者の格差（デジタルディバイド）の解消は、住民の安全や命を守ることにもつながる。

###### 地域における豊かな学びを推進するためには、多様な主体が連携・協働し共に学び合うことが求められる。

###### 子供・若者の地域・社会への主体的・創造的・多様な交流の推進

・子供・若者が地域の課題解決に貢献することは、主権者意識の涵養にも資するものであり、よりよい社会を創つていく資質・能力を育む上で重要。社会教育・学校教育との連携を図るべき。

##### 2. 新しい時代の学びの在り方

「いかゆる講義形式で知識を伝授する『教』だけでなく、冒頭を持ち、課題を見つけ、考えを発展し、他者と共に学ぶ・新しい学び方を創造する『学び』」が重要な要素となる。「誰々がいつにどこで何をするか」の実現のため、様々な世代の人たちがつながり、多くの社会に必要な学びの機会を開拓する。新しいアイデアが生まれ栗原解説につながることや、他者を理解し、受け入れ、共生する社会の実現につながる社会教育という視点が今後ますます重要。

##### 命を守る・生涯学習・社会教育

・新型コロナウイルス感染症や自然災害などの課題に対し、必要な知識を得たり問題解決に向けて共に学び合ったりする機会は、あらゆる人々の命を守るために重要である。  
・誰一人として取り残さない社会の実現のため、様々な人たちに必要な学びの機会を開拓する。新しい時代の在り方、社会教育土の取組事例や成果を具体例に紹介し、多様な場での活躍を促進していくこと。  
・多様な人材が受講できるため、既存財源の活用や企業との協同等の創意工夫を凝らして取組を促進すること。  
・MOOCや放送大学などの講師的活用をはじめ、既存財源の活用や企業との協同等の創意工夫を凝らして取組を促進すること。  
・社会教育施設等でのICTリテラシーを身に付ける学習機会を充実すること。  
・デジタル・デバイド解消のため、社会教育施設等でのICTリテラシーの普及。

・社会教育施設等におけるICT活用による受講できるよう、オンライン等による学習機会の確保などの条件整備が求められる。  
・新しい時代の在り方、「つながり」の在り方。  
・社会教育施設等の取組事例や成果を具体例に紹介し、多様な場での活躍を促進していくこと。  
・多様な人材が受講できるため、既存財源の活用や企業との協同等の創意工夫を凝らして取組を促進すること。  
・MOOCや放送大学などの講師的活用をはじめ、既存財源の活用や企業との協同等の創意工夫を凝らして取組を促進すること。  
・生涯学習の分野におけるICT活用によるICT環境の整備推進のため、各学年等への導入を小・中・高校等へと順次進めること。  
・多くの人が自習・自学・学習の活動で活用できるように、プログラミング言語の標準化や、それを地域で個人の成長と社会の発展につながるリカレント教育の推進

・大学や専門学校等における遠隔授業のカリキュラムを開発・拡充すること。  
・自己の運営した施設の充電と企画開発会議

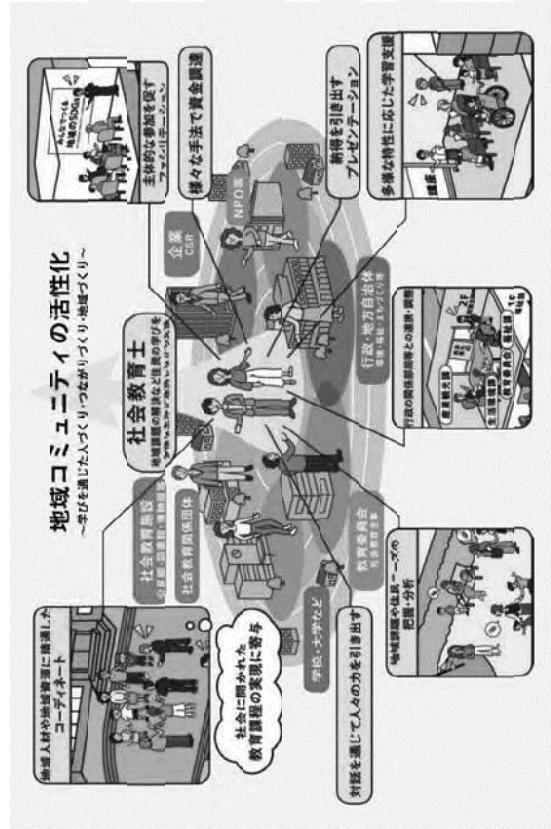
- ・先進的な事例等のわかりやすい形での情報提供や、関係者がノウハウ等を共有する機会を充実すること。

山内：文部科学省生涯学習・社会教育課

### 施策3 生涯にわたる学習活動を促進する

#### 3. 地域コミュニティの活性化に、社会教育土の活用

- 令和2年に施行された「社会教育主事講習等既定の一部を改正する省令」により、「生涯学習支援論」と「社会教育経営論」という科目が新設され、すべての科目を習得したものには「社会教育土」を付与することが可能になった。
- 「社会教育土」は、社会教育の制度や仕組み、基礎的な知識に加え、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力、コーディネート能力の専門性を習得し、地域学校協同活動の推進や社会教育施設での活動だけでなく、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野での学習を支授することなど、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に関わり、NPOや学校などの地域活動やボランティア活動において活躍することが期待されている。



出典：文部科学省人間社会白書

#### 4. コミュニティ・スクールで、「地域とともににある学校」へ

- 社会総がかりでの教育を実現を図るうえで、学校は地域社会の中でその役割を果たし、地域とともに発展していくいくことが重要であり、学校と保護者や地域住民等とが教育課程に関する情報や課題・目標を共有するとともに、「コミュニケーション・スクール（学校運営協議会制度）」の導入を文部科学省が推進。
- 「コミュニケーション・スクール」とともに、幅広い地域住民等の三悪により地域全体で子どもたちの学び合成長を支える様々な活動である「地域学校協同活動」を、体的に推進しておき、学校運営協議会で保護者や地域住民等の理解と協力を得ながら、行事の見直しなどに開くする協議を行なうなど、学校における働き方改革に取り組むうえでも重要な仕組みとなる。



出典：文部科学省人間社会白書



## 施策4 誰もが生涯を通じてスポーツを楽しむ社会を実現する

### 3. 動き方改革で、休日の部活動を学校教育から切り離す

- 令和2年に「学校の動き方改革を踏まえた部活動改革」が公表され、休日の部活動は令和5年度から段階的に学校教育から切り離し、地域のスポーツ活動へ移行する方針が決定。
- 部活動の地域意向を円滑に実施するため、令和3年度から地域指導者やスポーツ活動を取り組むための実践研究を全国で行い、多くの実事例を創出していく予定。
- さらに、都市・過疎地域における他校との合同部活動の推進や地理的制約を超えて三徒・指導者間の交流が可能なICT活用の推進といった、合理的で効率的な部活動の推進も実施、
- ・

さらには、都市・過疎地域における他校との合同部活動の推進や地理的制約を超えて三徒・指導者間の交流が可能なICT活用の推進など、令和3年度から段階的に学校教育から切り離し、地域のスポーツ活動へ移行する方針が決定された。

### 4. 「アウトドアスポーツ」と「武道」で、スポーツツーリズムを推進

- スポーツ庁は、地方公共団体・スポーツ団体等が一体となる「スポーツミッション」の設立及びモダール事業を支援。
- 平成30年に取りまとめた「スポーツツーリズム需要拡大戦略」等に基づき、「アウトドアスポーツ」と「武道」を活用した新たなツーリズムを推進。
- 令和2年度はスノースポーツ、サイクリング及び武道を活用したコンテンツ造成を図る6件の取組を支援し、欧米をターゲットとしたデジタルプロモーションを実施。

### 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要

#### 部活動の意義と課題

- 部活動は、教科指導を行わないことで、生徒活動を重視した小集団での活動である。  
一方、これは、部活動によって多くの負担を負うため、休日を含め、長い時間活動する場合があること、中学生が家庭の社会貢献活動であるため、生徒にとっては望ましい経験を提供する機会である。
- 中学生が家庭の社会貢献活動において、部活動を学校単位から地域単位の取組とする旨が掲載されている。

#### 改革の方向性

- ◆ 部活動は必ずしも教師が担当する必要ない業務であることを踏まえ、部活動が他の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築
- ◆ 部活動を希望する教師が部活動の指導に携わることができる仕組みを整備
- ◆ 生徒の活動熱意を維持するため、休日ににおける地図のスケッチ・文化活動を実施する環境を整備

#### 具体的な方策

- 休日の部活動の段階的な地域移行（令和3年度以降、段階的に実施）
  - 休日の指導や大会への引導を担う地域人材の確保
  - 育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用
- 保護者による督修指導による定期的・継続的・全国展開
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進
- 士官学校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開

#### II. 合理的・効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との合同部活動の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進

#### III. 合理的・効率的な部活動の推進

- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進

#### IV. 合理的・効率的な部活動の推進

- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進

#### V. 合理的・効率的な部活動の推進

- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進

#### VI. 合理的・効率的な部活動の推進

- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進

#### VII. 合理的・効率的な部活動の推進

- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進

#### VIII. 合理的・効率的な部活動の推進

- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進

#### IX. 合理的・効率的な部活動の推進

- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進

#### X. 合理的・効率的な部活動の推進

- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進

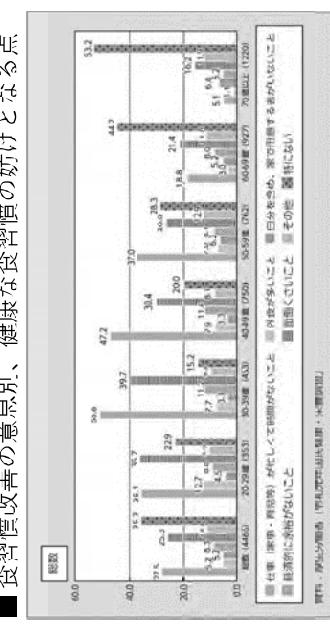
|| 「健康・福祉の未来都市」の実現に向けた  
(健康・福祉・医療 分野)

## 施策5 健康づくりと地域医療を充実する

### 我が国の健康増進分野と地域医療分野が直面する課題と展望

#### 1. 「食習慣の改善はあるが、改善するつもりがない」人が多い

- ・ 2019年の国民健康・栄養調査では、食習慣の改善医師について、「関心はあるが改善するつもりはない」ものの割合が最も高く、男性で24.6%、女性で25.0%であった。
- ・ 健康な食習慣の妨げとなる点を食習慣改善の意思別にみると、「改善するつもりである」と「近いうちに改善するつもりである」ものは「仕事が忙しくて時間ががないこと」と回答した割合が最も高かった。
- ・ 食習慣改善の意思別、健康な食習慣の妨げとなる点

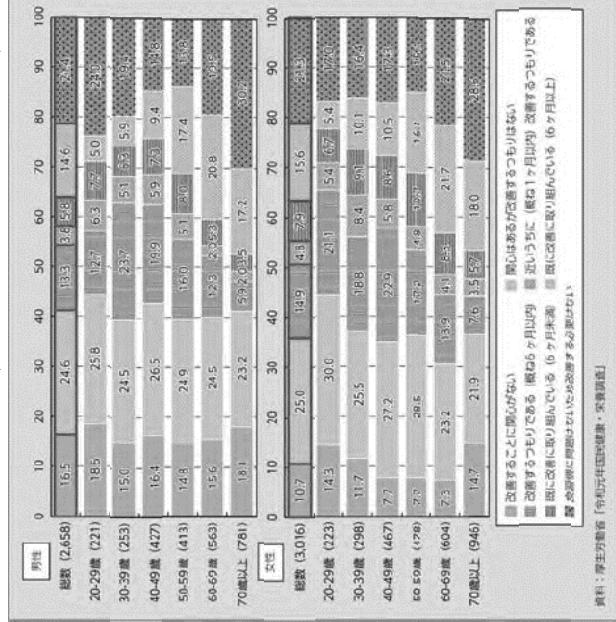


#### 2. 全世代型社会保障改革により、高齢者医療が見直し

- ・ 令和2年12月に、「現役世帯への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世帯を中心」という社会保障の構造を見直し、少子化対策を前進させるための取組と、高齢者にも負担能力に応じた負担を求める改革等に係る「令世帯型社会保育改革の方針」が示された。

- ・ 少子化対策と医療の分野に分かれ、医療分野ではオンライン診療の推進や後期高齢者の自己負担割合の見直し、紹介状なしの大病院外来受診の定額負担の拡大など推進。

#### ■ 食習慣改善の意思 (20歳以上、性・年齢階級別)



#### ■ 全世代型社会保障改革の方針の概要 (医療分野)

##### 基本的考え方

- ・ 医療の問題である少子化社会像を大きく考慮させる。
- ・ 改善するつもりである 優先的 (ヶ月以内) ■ 近づくうちに (数ヶ月以内) 改善するつもりである
- ・ 改善するつもりあるが同時に躊躇している (ヶ月未満) ■ 改善に取り組んでいる (ヶ月未満) ■ 改善に取り組んでいる (ヶ月以上)
- ・ 改善することに關注があるが同時に躊躇している (ヶ月以上)
- 改善することに關注がない (ヶ月以上)

資料: 幸生方監修「令世帯型社会保育・実務指針」

医療提供体制の改革	新規コロナウイルスへの対応を踏まえ、新規体制の医療計画に着目
・ かかりつけ医機能の強化、外来機能の柔軟化・連携	・ 安心性・信頼性の確保と医療品質の向上
・ 医師の働き方改善	・ 医師・医師助手・看護師の働き方改善
・ 従事医療者が（75歳以上、重疾患）も含む新規患者（1歳未満）	・ 従事医療者が（75歳以上、重疾患）も含む新規患者（1歳未満）
② 後期高齢者の自己負担割合	② 後期高齢者の自己負担割合
・ 2022年度改訂に実施	・ 2022年度改訂に実施
・ 施行後3年間は1ヶ月の負担額を最大3,000円に収まるような措置を導入	・ 施行後3年間は1ヶ月の負担額を最大3,000円に収まるような措置を導入
③ 診療料率の見直し	③ 診療料率の見直し
・ 令世帯型の患者集中を防ぐため、月別負担額の算出方法に変更	・ 令世帯型の患者集中を防ぐため、月別負担額の算出方法に変更
・ 医療機関の利用回数による負担割合の見直し	・ 医療機関の利用回数による負担割合の見直し

資料: 幸生方監修「令世帯型社会保育・実務指針」

元気な日本  
実践研究会

## 施策5 健康づくりと地域医療を充実する

### 3. 自然に健倹になれる持続可能な食環境づくり

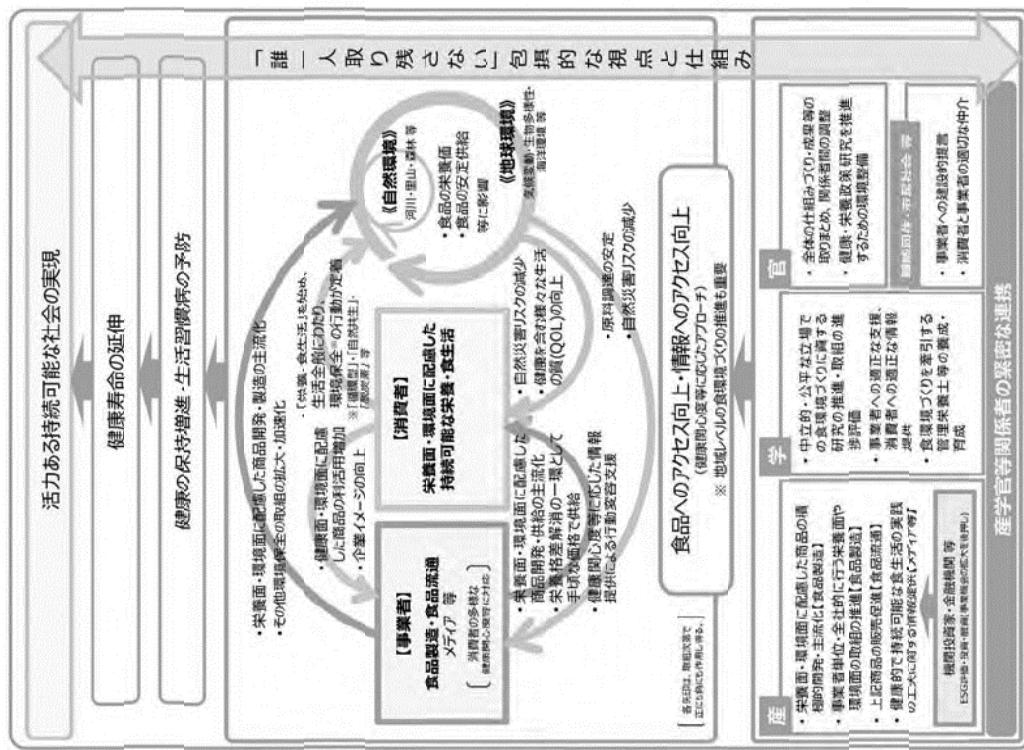
- 厚生労働省は、活力ある「人生100年時代」の実現に向けて、健健康無関心戸を含めて自然に健倹になれる食環境づくりの推進が急務であり、その推進のために向けた産官学等の連携の在り方を検討し、令和3年6月に取りまとめた。
- 栄養由等に配慮した食品を事業者が供給し、消費者が自身の健康関心度等の程度に合わせて、自主的かつ合理的、又は自然に選択でき、手ごろな価格で購入し、普段の食事において利活用しやすすることを理念とした。

- 事業者、消費者、環境との前の取組の循環に加え、産学官の緊密な連携により、活力ある持続可能な社会の実現が達成するといった枠組みを示した。

### 4. データヘルス改革を推進し、強靭な社会保障を構築

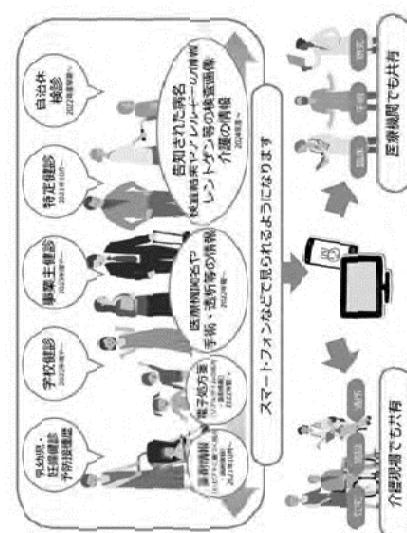
- 厚生労働省は令和7年度を目安にデータヘルス改革を推進。
- マイナポータル等を通して、国民が生活にわたり地震の未健えた最適な医療・介護サービスの提供を実現する。

### ■ 自然に健倹になれる持続可能な食環境づくりの枠組みイメージ



(注) 本図中段の部分は、事業者、消費者及び地域・自然環境の相互関係を示すことを主眼としており、  
それぞれの物理的な位置関係を示しているものではない。

廿共：厚生労働省 自然に健倹になれる持続可能な食環境づくりの在り方に向けた検討会



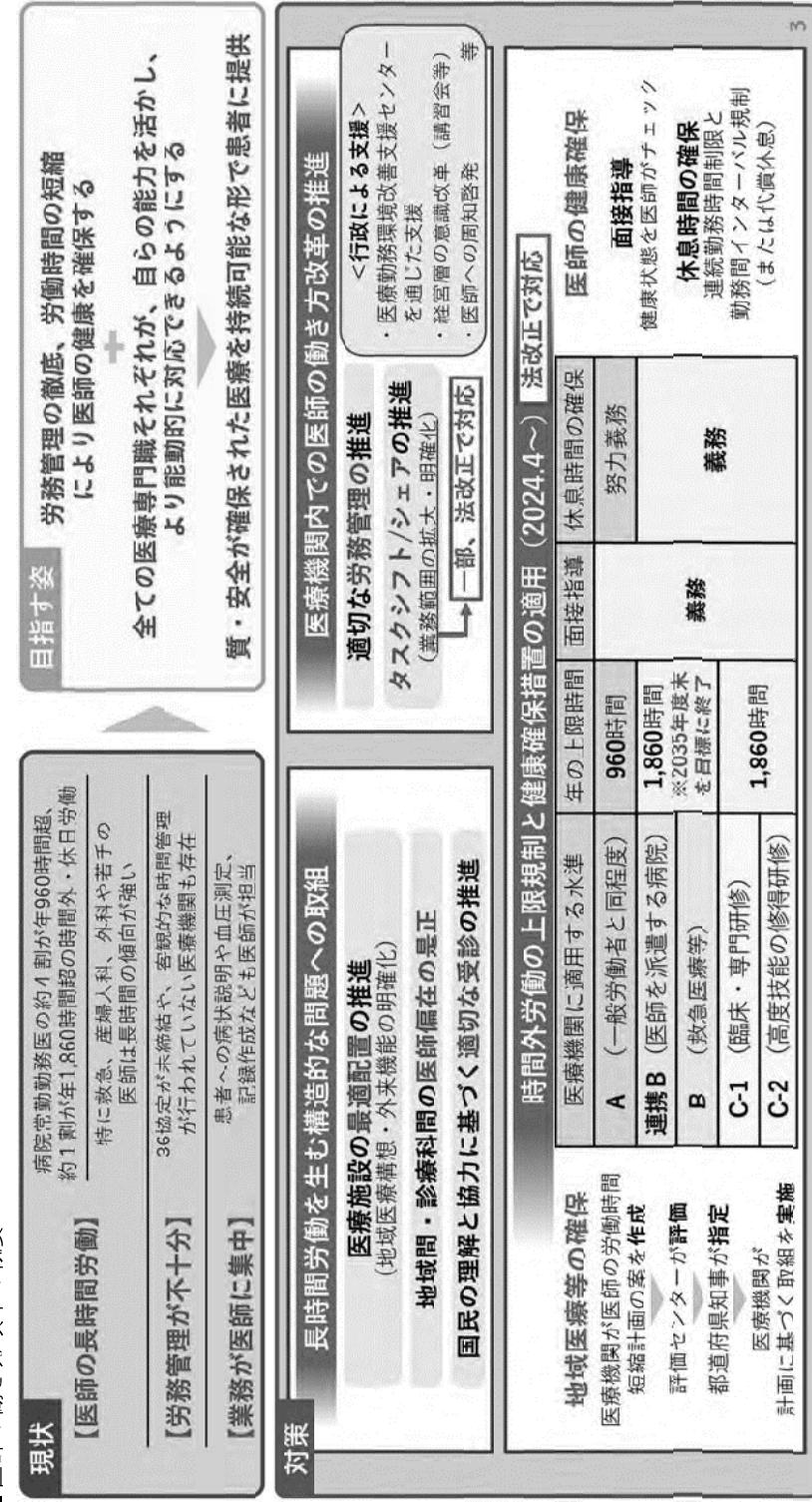
出典：厚生労働省データヘルス改革に関する部会

## 施策5 健康づくりと地域医療を充実する

### 5. 医療法等改正により、医師の働き方改革を推進

- ・ 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制確保を推進する観点から、医師の働き方改革等を進めるとともに、「支障がいつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案」を令和3年2月に国会に提出。
- ・ 長時間労働の医師の労働時間の短縮及び健康確保のための措置の整備を、令和6年4月から段階的に施行予定。

#### ■ 医師の働き方改革の概要



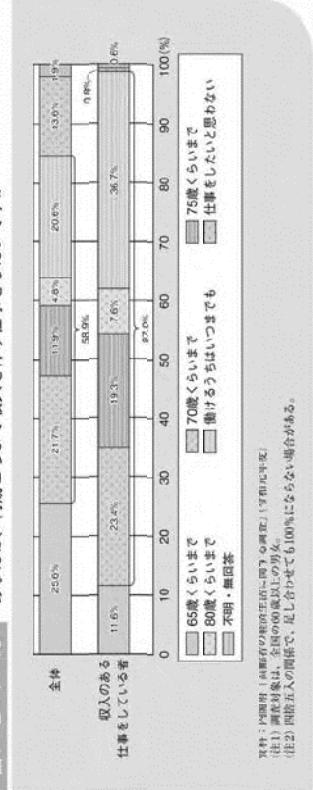
出典：厚生労働省医政局

## 施策6 高齢期の生活を充実する

### 我が国の高齢社会が直面する課題と展望

- 「働けるうちはいつまでも」働きたい高齢者は、約4割を占める
  - 全国の60歳以上の男女のうち、「70歳ぐらいまで」・「75歳くらいまで」・「働けるうちはいつまでも」働きたいと回答した割合は約6割であった。
  - 現在収入のある仕事をしている60歳以上の者の約4割が、「働けるうちはいつまでも」働きたいと回答。「70歳くらいまで」もしくはそれ以上と回答したものと合計すれば、約9割の者が高齢期にも高い就業意欲を持つている。

図1-2-1-16 あなたは、何歳ごろまで収入を伴う仕事をしたいですか



### 2. 70歳までの就業確保を努力義務とし、高齢者の就業を促進

- 働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、活動切る環境の整備を目的として「高年齢者雇用安定法」の一部が改正され、70歳までの就業確保を事業主の努力義務として、令和3年4月から施行開始。
  - 対象は定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主であり、①70歳までの定年引上げ、②定年制の導入、③70歳までの継続雇用制度の導入、④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度等のいづれかの措置を努力義務で講ずる必要がある。

### 改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されます



### 3. 高齢者の通いの場を、オンライン化

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、高齢者が日常的に体操や趣味活動等を行なう通いの場は衰退し、地域のつながりが途絶え、身体活動率が減少し、要介護リスクの上昇が懸念に。
  - 国立長寿医療研究センターでは、高齢者の外出を促進するための散歩コースの自動作成、活動量の見える化、自治体が提供する体操動画やコグニティブサイズの画像配信等を搭載した「オンライン通場アプリ」を無償提供。今後、感染拡大防止を図りながら高齢者の健康増進を支援する取組の全国での促進が期待される。



オンライン通いの場アプリ

出典:厚生労働省 厚生労働省

## 施策6 高齢期の生活を充実する

### 4. 65歳以上の人暮らしの者が増加傾向

- 昭和55年には男性約19万人、女性約69万人で、65歳以上人口に占める割合は男性4.3%、女性11.2%であった。
- 平成27年には女性約192万人、女性約400万人、65歳以上人口に占める割合は男性13.3%、女性21.1%であり、65歳以上の人暮らしの者が増加傾向である。今後も継続して増加傾向が進行すると推計されている。

### 5. 売上低下の飲食業者の支援も兼ねた独居高齢者の見守り事業

- 岩手県陸前高田市では、新型コロナウイルス感染症拡大で孤立する一人暮らしの高齢者を支援とともに、外出自粛で売り上げが落ちた飲食業者等の支援も兼ねた高齢者見守り事業を令和2年9月末から開始。
- 70歳以上の単身世帯の希望者に対し、市内飲食業者等のタ\_CALLBACK (600円相当) を一部自己負担(200円)で、週1回レンタカー事業者に依頼し、自宅玄関まで記述。レンタカー業者とともに市福祉部の職員をはじめ、実察の現場を体験し今後の業務に生かすため、福祉部以外の職員も研修として同行した。

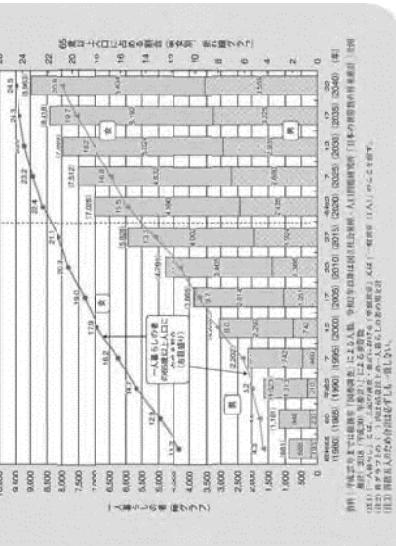


図1-1-9 65歳以上の人暮らしの者の動向  
（出典：厚生労働省「平成27年国勢調査結果」）

## 施策7 障がいのある人の生活を充実する

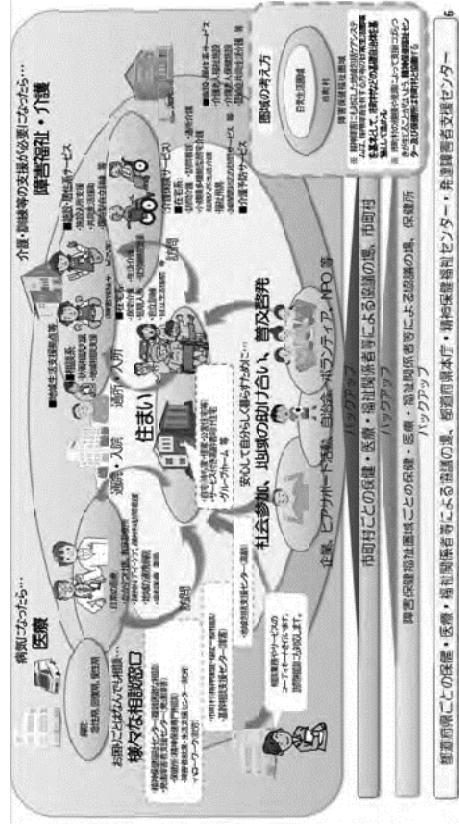
### 我が国の障がい者支援分野が直面する課題と展望

#### 1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が必要

- 厚生労働省では精神障害のある人の人権に配意した適正な医療・及び保護の実施、社会復帰の促進、国民の精神的健康の保持・増進を図るために精神保健施設の一層の拡大を図っている。
- 精神障害の有無や程度に問わらず、誰もが安心して自分らしく暮らせるよう、医療・障害福祉・介護、住まい等が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が必要である。

市町村などの基礎自治体を基盤として、精神障害によらず地域生活に関する相談ができるよう、市町村ごとで保険・医療・福祉社関係者等の協議の場をを経由し、精神科医療機関・地域援助訪事業者、当事者・ピアサポートセンター、家族、支援事業者などとの重厚的な連携による体制を構築することが重要。

#### ■ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築イメージ

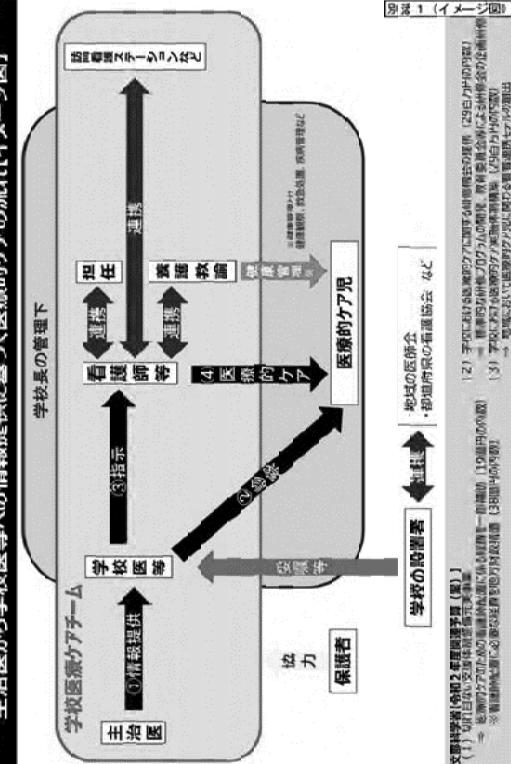


出典：厚生労働省「精神障害による問題の現状、経済効率性センター、希望障害者支援センター」

#### 2. 医療的ケア児への学校での支援体制構築が課題

- 文部科学省が令和元年に実施した調査では、公立の特別支援学校や小・中学校に在籍する医療的ケア児が必要な児童数は増加傾向にあり、学年ににおける受け入れ態勢の充実が喫緊の課題である。
- 令和2年度診療報酬改定において、医療的ケア児の坐校率などに対し、医療的ケア児が学校生活を起こるにあたって必要な情報と主治医が提供した場合の評価の新設等が行われ、主治医から学校医等への診療情報提供に基づく医療的ケアの流れが整理された。
- 医療的ケア児の教育機会や医療安全を確保する観点から、各学校で「学校医療ケアチーム」を編成するなどし、一丸となって医療的ケアを行える体制の構築が求められる。

#### 主治医から学校医等への診療情報提供のイメージ図



出典：厚生労働省「精神障害による問題の現状、経済効率性センター、希望障害者支援センター」

## 施策7 障がいのある人の生活を充実する

3. 障がいのある児童も含めたITCを活用した教育環境整備が急務
- これまで文部科学省では、「GIGAスクール構想」を実現するため、「1人1台端末」と「学校における高速通信ネットワーク」を整備するとともに、学校の臨時休校等の緊急時にかかる家庭でのオンライン学習環境の整備等を進めてきた。
  - 障がいのある児童において、情報機器端末を活用するためには、一人一人に応じた出入力支援装置の整備を支援。
  - 視覚情報を展示化する展示ディスプレイや音声を文字化する音舌文字変換システム、視線入り装置などの整備を実施。

4. 聴覚障がい者にも、電話というツールを利用できるようにする
- 現在、文字情報だけでお店の予約等の用事を済ますことが出来ることが多いが、電話しか連絡手段がない場合や、至急確認が必要になる場面では依然として電話が不可欠である。
  - 聴覚や発話に障害がある人が一人で電話を掛けられるようになる「公衆インフラとしての電話リレーサービス」が令和3年7月から提供開始。

- 利用者（障がい者）が手話や文字による情報と音声情報を通訳するオペレーターを経由して、相手先（耳が聞こえる人）に電話をかけられるサービス。（24時間365日対応）



## 施策8 身近な地域の福祉力を高める

### 我が国の福祉分野が直面する課題と展望

#### 1. 地域共生社会の実現のため、社会福祉法等を改正

- ・ 地域共生社会の実現を図るために、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制整備や、地域の特性に応じた認知症施設や介護サービスの提供体制整備、医療・介護のデータ基盤の整備の推進など、社会福祉法等の一部を令和2年に改工。令和3年に改正。厚生労働省では、高齢・障害・子供などの各制度における相談を、属性や世代を問わず一体的に受け付ける相談支援や、既存の取組では対応できない協護のニーズに対応した参加支援、仁民(?)十人が交流できる湯や浴場所を確保する地域づくりに向けた支援を包括的に行う「重層的支援体制整備事業」を推進。

#### ■ 重層的支援体制整備事業のイメージ図

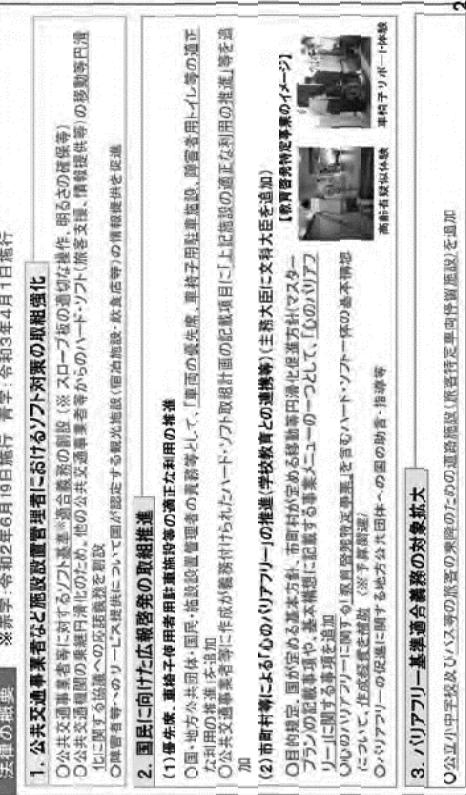


#### 2. バリアフリー法改正により、更なるバリアフリー化が推進

- ・ 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を契機として、すべての国が共生する社会である共生社会の実現を目指し、全国においてさらにバリアフリー化を推進するため、バリアフリー法の改正が令和元年4月及び令和3年4月から施行開始。
- ・ 今日の改正では、公共交通事業者等に対するソフト基準適合義務の創設、優先席・車いす専用者月駐車施設等の適切な利用促進、市町村等による「心のバリアフリー」の推進

#### ■ バリアフリー法改正の既往

※赤字:令和2年6月19日施行 青字:令和3年4月1日施行



※赤字:令和2年6月19日施行 青字:令和3年4月1日施行

## 施策8 身近な地域の福祉力を高める

### 3. デジタル化の推進とともに、「誰も取り残されない」支援が必要

- 千葉県松戸市では、平成28年から千葉大学予防医学センターと協定を締結し、NPOや企業と連携しながら要介護者認定率や介護給付費の減少を目指す都市型介護予防モデルを構築する「松戸プロジェクト」を推進。

新型コロナウイルス感染症の流行により、地域の対面型の活動が困難になったが、市がタブレットを介護予防に資する住民三体の通い場である「元気応援くらぶ」の参加者団体のメンバーに無償貸与し、タブレットになじみのない高齢者に使い方講習等を開催。その後、ビデオ会議ツールを活用し、オンライン・リロンを令和2年に実施。

- 令和2年11月から翌年3月まで、24団体150名程度の参加があり、「オンラインでも通いの場の活動ができる」という回答が8割以上あり、「今後もオンラインサロンを続ける」という回答が半数以上を占めた。



盆踊りの集合練習

盆踊りのオンライン風景

III 「安全・安心の未来都市」の実現に向けた  
(安心・協働・共生 分野)

## 施策9 危機への備え・対応力を高める

### 我が国の危機対応分野が直面する課題と展望

#### 1. 発生する自然災害に対応して、避難の確保や災害対策が強化

- 令和元年東日本台風等では甚大な災害をもたらされ、避難勧告、避難指示の区分等、行政による避難情報が分かりにくいう誤題が顕在化。遅延しなかった又は避難が遅れたことによる被災、豪雨・浸水時の屋外移動中の被災、高齢者等の被災等も多数発生。
- 令和3年1月に「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」が成立し、災害時ににおける円滑かつ迅速な避難行動の促進、政府への支援ニーズの高まりに乗じた災害対策の実施体制の強化等の措置を講じる。

#### 2. 災害警戒レベルを、より的確に住民に伝わるように一新

- 令和元年台風第19号挙を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループでは、令和2年6月から避難情報及び広域避難等に関する制度面における改善の方向性を議論。
- 避難のタイミングを明確にするため、警戒レベル4の避難勧告と避難指示併避難指示に一本化することなどを取り決め、警戒レベル、状況、住民がとするべき行動及び行動を促す情報をについてまとめた。

#### 新たに警戒レベルの一覧表

警戒レベル	状況	住民がとするべき行動	行動を促す情報	参考
5 災害発生 又は切迫	命の危険	直ちに安全確保！	緊急安全確保&緊急発生情報	(現行)
4 災害の 高さあり	危険な場所から全員避難	避難指示(主)	・避難指示(緊急) ・避難勧告	
3 災害の 高さあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	避難準備・ 高齢者等避難開始	
2 災害が発生	自らの避難行動を確認	大型・洪水・高潮・落葉等 (現行)	大雨・洪水・高潮止差額 (現行)	
1 予測警戒が発生 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (現行)	早期注意情報 (現行)	

（注）避難指示は、現行の避難勧告のタイミングで実施する。  
（注）避難表示は、現行の避難勧告のタイミングで実施する。

**災害対策基本法等の一部を改正する法律案の概要** 内閣府(防災担当)

**趣旨** 頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の強化を図るために、以下の旨を講ずることとする。

**改正内容**

1. 災害対策基本法の一部改正

① 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告、避難指示の一一本化等

<課題> 本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、速いで遅延により被災する者が多數発生。避難勧告指示の違いも十 分に理解されていない。

[参考] 本邦の主要な災害による避難率(避難した人/現居人口)は、25.6%。  
（注）避難行動を促す旨の避難勧告の適用率は、40.0%。

<対応> 避難勧告・指示を一本化し、往來の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のカタログ化に見直し。

避難情報の映像イメージ(内閣府で撮影)

2) 細別避難計画(仮称) (※) の作成

<課題> 避難行動を支障する者が多くいる場合、避難行動を支障する者(高齢者、障害者等)が避難行動を阻むことにより、避難行動が遅延する。また、市町村においては、既存の避難計画(総合避難計画)と細別避難計画との連携が課題となる。

[参考] 本邦の主要な災害による避難率(避難した人/現居人口)は、約79%。

<対応> 避難行動を支障する者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、細別避難計画に作成を努力義務化。

3) 災害発生の正確な情報での周囲の災害対策本部の設置／広域避難に係る居住者等の受け入れに関する規定の措置等

災害発生の正確な情報において、周囲の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難(広域避難)させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。

② 災害対策の実施体制の強化

1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に充て  
2) 防災担当大臣を中央防災会議の議長に充て  
3) 内閣各機関の中央防災会議への参画

2. 内閣施設整備法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の配置

3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用  
国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかつた災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

**目標・効果**

○ 広域避難に関する取組の推進  
広域避難が実現している市町村における防災力の強化が達成され、令和5年までに100%。

**閣議決定：令和3年3月上旬予定 施行期日：公表から1ヶ月以内の政令で定める日**

出典：内閣府

## 施策9 危機への備え・対応力を高める

### 3. 流域全体を俯瞰した「流域治水」の実現へ

- 近年、全国各地で水災害が頻発・激甚化している状況から、降雨量の増大等に対応したハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しなど、上流・下流や本川・市側の流域全体を網取る「流域治水」の実効性を高めることが必要である。
- 令和3年4月に「特定都市河川浸水被害対策法等の一部」を改正する法律が成立。流域治水の実効性を高めることを目的として、流域治水の計画・体制強化、反乱孔をできるだけ防ぐための対策、被害対象を減らさせるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策等を講じる。

### ● 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号) <予算関連法律>

【公布:R3.5.10】施行:公布の日から3ヶ月又は6ヶ月以内で政令で定める日】

背景・必要性	
○15年、令和元年夏日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水害が激甚化・頻発化。 ○気候変動等により、20世紀末には、全国平均で降水量・1階・洪水発生頻度・倍増になるとの試算(内閣府)。	○特定都市河川・流域治水の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の治水資金体を創設し、國・流域各自体、企業・市民、また、専門家等による開拓者が協働して取り組む「流域治水」の実現を目指す。

#### 法律の概要

1. 流域治水の計画・体制の強化 (特区政府用印付)	3. 被害削減をめざせるための方法
◆ 通常小川を流域全体を含む河川として位置付け、流域全体の運営を図る。 ◆ 一箇所の治水資源を河川単位で運営する河川(第1号川)に加え、自然条件により複数の河川(第2号川)を運営する河川(第3号川)と位置づけ、住民や沿岸地帯の安全を確保するための河川維持・保全のための河川維持・保全委員会を設置する。 ◆ 一方で、雨水の蓄積や排水の機能を有する河川(第4号川)を運営する河川(第5号川)に加え、河川の治水機能を活用する河川(第6号川)を運営する河川(第7号川)を設置する。 ◆ 一方で、雨水の蓄積や排水の機能を有する河川(第4号川)を運営する河川(第5号川)に加え、河川の治水機能を活用する河川(第6号川)を運営する河川(第7号川)を設置する。	◆ 水害対応をめざすものと、住民の安全を確保するための方法。 一 淋水資源を河川保全委員会を設置し、住民の參與を促進する。また、河川保全委員会は、河川保全委員会の運営を委託する。 一 住民の意見を反映させた河川保全委員会の運営をめざす。 一 住民の意見を反映させた河川保全委員会の運営をめざす。
2. 被害をできるだけ防ぐための対策	4. 被害の緩和、早期復旧・復興のための対策
◆ ①河川下水道における対策強化 ②防護修築等のハードアプローチによる河川改修を実施する。 一 令和3年4月の大雨で河川の幅を広げる河川改修会議を開催する。河川改修のための委員会を設立する。 一 河川の幅を広げる河川改修会議を開催する。 一 河川の改修を行う際には、河川の底を浚渫する。河川底から河床地盤への影響を避ける。 一 河川の改修を行う際には、河川の底を浚渫する。河川底から河床地盤への影響を避ける。 ◆ 河川における筋交位置を計画的に配置付け、堤防を強化する。 一 堤防の筋交位置を計画的に配置する。 一 堤防の筋交位置を計画的に配置する。	◆ 河川改修会議に係る調査計画に基づき調査を行って、河川改修のための委員会を開設する。 一 河川改修会議を開設する。 一 河川改修会議を開設する。

【目的・趣】 気候変動による降雨増加の増加に因る河川改修水害問題 【課題】 河川改修区域を設置する河川改修(2025年度二割引700万円/2025年度)	
△共：下土木通り谷・宮原・下土木全局新井千晃	

### 4. 今後の防災・国土強靭化施策を検討するワーキンググループが結成

- 自然災害の頻発・激甚化とともに、南海トラフ地震や首都直下型地震等の大災害が切迫しており、これによつて失われる命を激減させる新たな方策を検討するために、内閣府はデジタル技術、事前防災、防災教育・災害ボランティアに関する3つのワーキンググループを令和2年10月結成。
- 各グループにおいて、今後の防災・国土強靭化施策の検討を現在行っている。

## 防災・減災、国土強靭化新時代

○明治三陸地震津波から東日本大震災、技術革新の20世紀を度んで100年以上経つてなお2万人超の犠牲者

○熊本地震から5年、東日本大震災から10年、阪神・淡路大震災から40年が経過した今、

今後、巨大自然災害により生き残るという意識が必要



(注) 具体的な取り組みについて別途参照。  
山口：内閣府

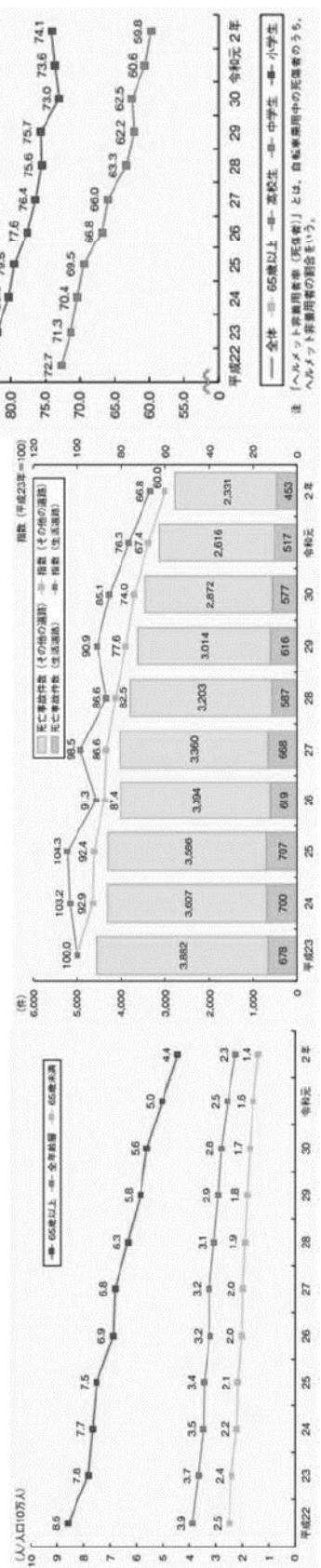
# 施策10 日常生活の安心感を高める

## 我が国的生活安全分野が直面する課題と展望

### 1. 近年の交通事故の動向

- 人口10万人当たりの交通事故死者数は、65歳以下の高齢者について、年々減少傾向である一方で、65歳以上の高齢者は65歳以下と比べて約3倍と引き続き高い水準。
- 生道道路における交通事故件数は、近年、減少傾向にあるものの、生活道路以外の道路における交通事故件数に比べて減少割合が小さい。
- ヘルメット着用状況別の致死率をみると、高校生以上では、ヘルメット着用した場合に比べ非着用は致死率が約3倍。ヘルメット非着用者率（死傷者）は高校生以上での年代は、微減にとどまり、かつ、高い水準のまま。

### ■年齢層別10万人当たり交通事故死者数の推移



出典：内閣府、令和3年版交通安全白書

### 2. 新型モビリティに対する交通ルールの在り方を検討

- 近年、技術の進歩等により、電動キックボード、自動配達ロボット等の多様なモビリティが登場しており、新たな交通ルールの在り方の見直しが必要となっている。
- 警察庁交通局において、「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」を令和2年7月から設置し、新たなモビリティのみならず、他の交通主体を含めた多様な交通主体の全てが安全かつ快適に通行することができる可能性とともに、社会的な理解・合意を得られる交通ルールの在り方にについて、議論している。
- 同検討会において令和3年4月に中間報告書とりまとめ、一定の大ささ以下の電動モビリティは、最高速度に応じて以下の3類型に分けられとともに、その車両区分に応じて、通行区分等の交通ルールを適用すべきとした。

### ■新たな交通ルール（車両区分）

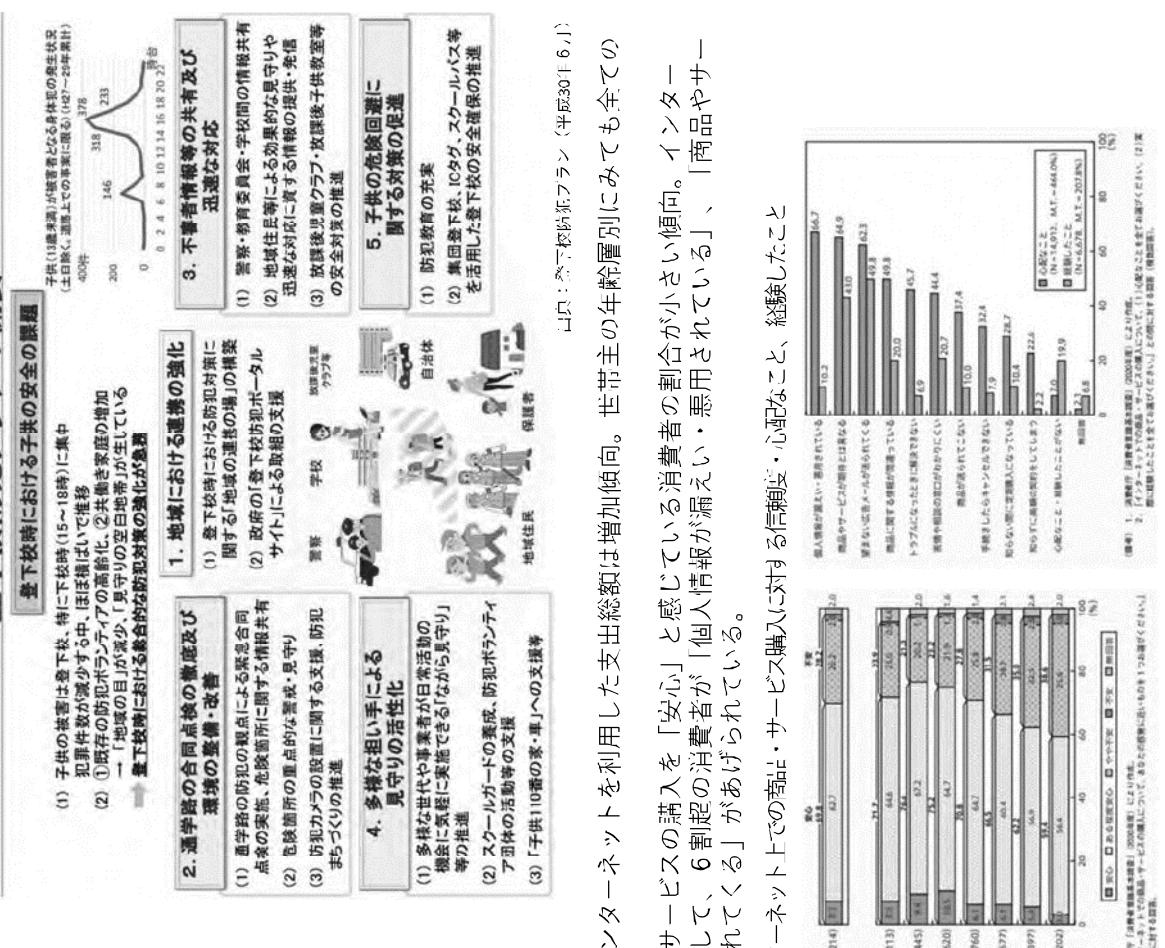


出典：多様な交通主体の交通ルール等の在り方に關する中間報告書（令和3年4月）

### 3. 登下校時における防犯対策の推進

- 国では平成30年5月新潟市で発生した事件等を踏まえ、「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」を開催され、登下校時の子供の安全確保に関する今後の対策として、「登下校防犯プラン」が決定。
- 子供の被害は減少する中、(ほぼ)完全移し、①既存の防犯ボランティアの高齢化、②共働き家庭の増加により、「地域の口」が減少、「見守りの空白地帯」が生じていることが課題とされている。
- 各自治体においては、地域の見守りの目を増やすため、地域に密着した事業者の協力により、日常業務をしながら見守り子供や高齢者等の弱者を見守つてもらう「ながら見守り」の取組みなども進められている。

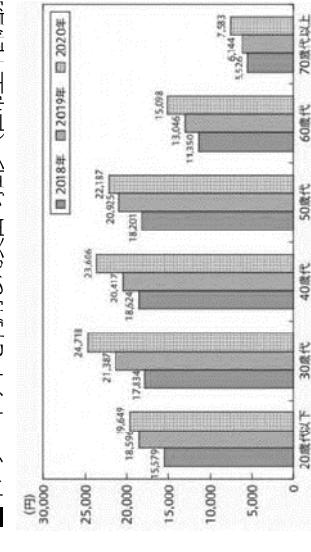
### 登下校防犯プランの概要



### 4. インターネットを利用した消費が増加

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、インターネットを利用した支出総額は増加傾向。世帯主の年齢層別にみても全ての年齢層でインターネットを利用した支出総額が増加。
- 年齢層が高くなるにつれてインターネット上の商品・サービスの購入を「安心」と感じている消費者の割合が小さい傾向。インターネット上の商品・サービスの購入で「心配なこと」として、6割超の消費者が「個人情報が漏えい・悪用されている」、「商品やサービスが期待とは異なる」、「望まない広告メールが送られてくる」があげられている。

#### ■インターネット上で商品・サービス購入に対する信頼度・心配したこと



出典：消費者白書  
統括表：家計消費状況調査（二人以上の上台） | により作成

出典：消費者白書、消費基本調査（2020年1月）により作成

## 5. 消費生活に対する新たな課題への対応

### デジタル化への対応

- ・近年の急速なデジタル技術の発展やデジタル市場の拡大等により、消費者の利便性等が向上した一方で、デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引において新たな消費デトラブルも発生しているほか、デジタル化の中で消費生活における新たな課題への対応も求められている。

- ・2021年3月に、「吸引デジタルプラットフォームをを利用する消費者の利益の保護に関する法律案」が閣議決定。本法案では、取引デジタル・プラットフォーム提供者に対する山品削除等の要請、販売業者等に係る情報の開示請求権の創設等が盛り込まれている。

### 消費生活のグローバル化への進展への対応

- ・消費生活のグローバル化が進展。越境取引による消費者トラブルへの対応を強化するため、CCJ（国民生活センター越境消費者センター）において、トラブル解決のために必要な支援を行っているほか、特定商取引法等に基づく厳正な法執行を適時適切に実施。

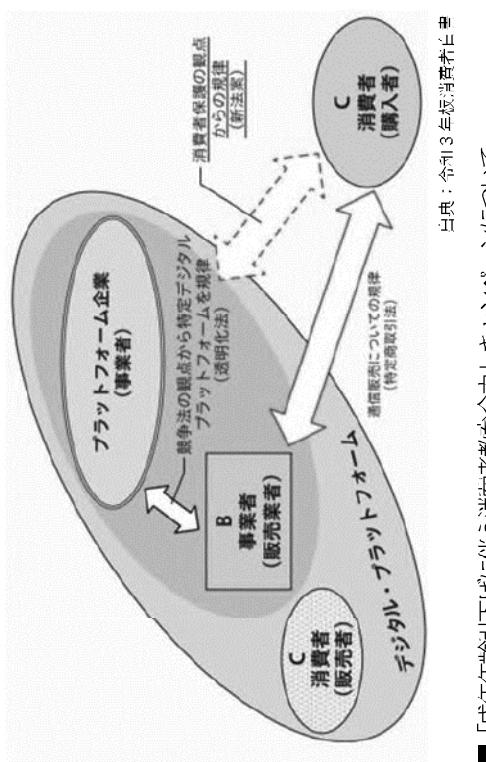
### 災害など緊急時対応

- ・近年、自然災害の発生後には、被災地において家屋の点検や修理を行って不當に高額な金銭を要求する事業者が出現するほか、被災地域外において架空請求等が発生するなど、災害に関連した消費者トラブルが多くみられる。

### 若年者への消費者教育の推進

- ・国では、成年年齢引下げを見据え、実践的な消費者教育の実施を推進するため、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプラン」（2018年2月20日若年者への消費者教育の実施に関する閣議決定）に基づき取組を推進。
  - ・全国の高等学校等における、消費者教育教材「社会への扉」等の消費者教育教材を活用した授業等を実施。
  - ・また、アクションプログラムに掲げられた取組に加え、関係省庁が更に連携して地方公共団体・大学等、関係団体、メディア等も巻き込んで重層的な取組を行う「成年年齢引下げに伴う消費者教育」キャンペーン（2021年3月22日若年者への消費者教育の推進に関する閣議決定）を実施。

### ■デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引（イメージ）



### ■「成年年齢引下げに伴う消費者教育全労」キャンペーンについて

【趣旨】  
「成年年齢引下げ前の議論のとおり、成年年齢引下げを実現するため、関係4省（消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁）がさらに関連し、地方公共団体、大学、関係団体、メディア等を含む人材が集まり、実践的な消費者教育を実施する。一層生活上の契約・家計管理等に関する知識・意識を高め、消費者教育プログラム（2018年3月20日決定）の内容も引き継ぎ実施。（6）「成年年齢への消費者教育の実施に関するアクションプラン」の内容も引き継ぎ実施。



【イベント・メディアを通じた周知】  
・新聞、雑誌、書籍、文部科学省、法務省、金融庁、各省の若年者に開講するセミナー開催等の実施に加え、消費者保護課等の担当者による講演会や意見交換会を開催する。  
・消費者教育エキスパートの派遣、消費者教育セミナー等の開催  
・教職向け法律広告、SNS広告等を活用した周知 等

【関係団体への働き掛け】  
・都道府県、市町村、各市町村の若年者に開講するセミナー開催等の実施に加え、消費者保護課等の担当者による講演会や意見交換会を開催する。  
・消費者教育用ドバイザーへの派遣  
・地方公共団体主催の教育研修会への講師派遣  
・高等学校・大学等での出席受取の実績 等

【コンテンツの充実・活用の促進】  
・実践的な消費者教育に関するコンテンツを作成し、情報発信に活用  
・契約、料金計算や消費者被害防止等に資する動画作成  
・高校生向け法律クリーフレットを作成・配布し、活用を促進  
・成年年齢を認めるにあたってお読み下さいマップが、クイズや解説を交えて伝える懇親ウェブサイトの作成  
・金融広報教育に関する年輪別動画コレクションの作成 等

出典：令和3年版「消費者にまつわる法律」

## 施策11 市民が主役のまちづくりを推進する

### 我が国の協働のまちづくり分野が直面する課題と展望

#### 1. 多様な主体が展開していくべき取組・施策の方向性

- 国では平成29年度に「今後の共助による地域づくりの実現に向けた今後の取組・施策あり万検討会」を設置。
- 共助による地域づくりの推進に向けた今後の取組・施策として、方向性を提案。

#### ■夫助による地域づくりの推進に向けた今後の取組・施策

##### 共助による地域づくりのプラットフォームの提供

- 多様な主体の間で地域課題の認識を共有し、解決に向けて議論できる場（プラットホーム）を提供。
- プラットホームに集まる各主体相互の立場や意図を理解・斟折し、関係者間のコミュニケーションを成立させる「プラットホーム・マネージャー」の発掘・育成に対する多様な支援が必要。

(参考事例)

「子ども、若者、大人がしゃしゃりの運動会」による持続可能なまちづくり（鳥居前原課題解決例）  
市民の多くが地区にかかる地域課題解決へのチャレンジを議論させることで、ノンベーチョンが生まれ、持続的に魅力あるまちづくりが生まれるよう取り組まれている。  
「年齢階層」ではなく「小さい階層が生まれるは前の小さな階層が最も多く生まれれば次を深めする学びあいが促進され、地域プロデューサーの育成が行われている。

(参考事例)



##### 社会的インパクト投資の推進

- 社会的な課題を解決しながら経済的な利益を同時に生み出す「社会的インパクト投資」の拡大に向けた環境整備が必要。
- 特に、NPO等の活動を客観的に評価し、評価結果や事業成果を広く情報公開していく仕組み。

(参考事例)

「新生企業投資扶助」、新生銀行。  
子育て中の母親への働き継続の活性化という民間的な政策だけでなく、「効率力不足」「働き方改革」等の社会機運に起因した中・長期的な課題解決に貢献。

##### 公共物を活用した取組の推進

- エリアマネジメントや改正都市公園法に基づく公募施設管理制度(Park-PFI)の取組をはじめ、公共物を活用した共創による地域づくりを拡大していくことが必要。
- 公共物を所有する行政側においては、各種公共物管理法の運用や官民協定のあり方を含め、地域住民や民間事業者が主体的に公共物の管理に関与できるような工夫をしていくことが重要。

(参考事例)

南北緑公園の山林参加型ハイクマネジメント(鹿島区)  
南北緑公園をよくする会(マス奈良会)が官民協定に基づき、公園施設の等の具体的な利用方法やルール設定を行い、公園内のオファーレストラン事業者の売上の一部をもとに市民参加型の公園運営を行っている。

■シェアリングの発想を活かした取組の推進

- 空き家、空き店舗等の資本資産、自然環境や地域の伝統文化、スキルを持つ専門家やシニア人材等を、地域のニーズとマッチングさせることで、新たなマーケット開拓の可能性。
- 地域課題の解決にあたっては、無駄をなくすという視点を含め、シェアリングの発想を活かしながら解決策の系口の探索が有効。

地方においても、過疎・中山間地域の交通・物流の確保に向けて、自家用有償旅客運送や富余混載による制度を活用するなど、シェアリングによる合理化・効率化の可能性が多分に存在。

(参考事例)  
「日本カーシェアリング協会、石巻リバーサイド」  
地元住民で構成されているカーシェア会が自動車運転業者等からの客物車両を利用して、コミュニティ単位のカーシェアリングを実施。地域内の良好なコミュニケーションにより、住民同士の連絡活動から交通安全問題の解消や高齢者の見守り体制の構築に貢献。

地方において、多様な人材が集い、起業や社会的課題の解決など様々なテーマについて学び、磨鍛できる場を充実していくことが重要。

■地域外との人材交流の促進

- 地方において、新たな視点や発想で地域づくりに取り組んで行くには、大都市等の地域外との人材交流の促進が必要。
- 特に、大企業がCSR、CSVあるいは働き方改革の一環として、地方へ人材を派遣する取組は波及効果が大。

大都市において、多様な人材が集い、起業や社会的課題の解決など様々なテーマについて学び、磨鍛できる場を充実していくことが重要。

■NPO・企業の活動を通じて学び、磨鍛できる場を充実していくことが重要。

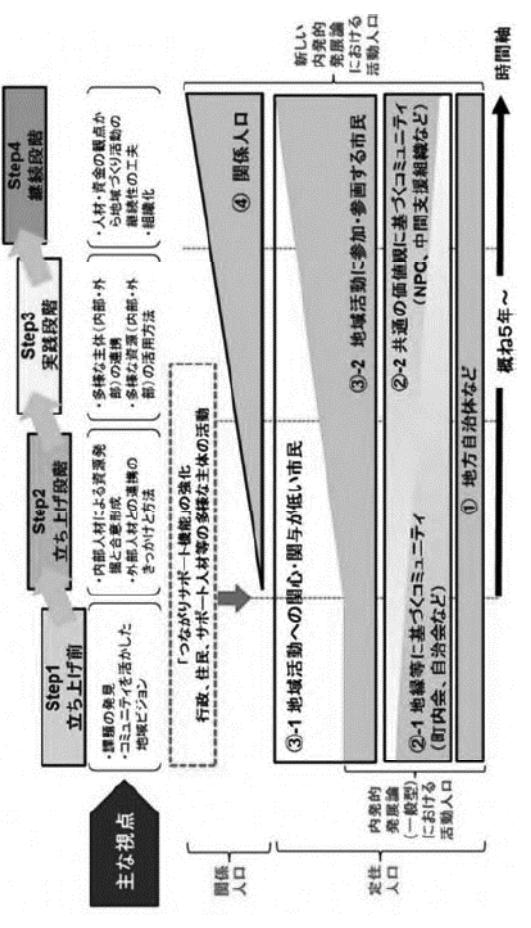
NPO、企業、地域金融機関、行政等の様々なセクター間での人材交流の拡大や各地域の大学における人材育成が必要。

白典：今後の六ヶ年による地域づくりのあり方検討会とりまとめ（平成30年3月）

## 2. 新しい内発的発展が支える地域づくりの推進

- 若者の流出や高齢化等による「ミニユニティ」の弱体化等の問題が顕在化。
- 近年の大きな動きとしては、リゾル空間である「場」と運動したSNSなどのバーブヤル空間におけるミニユニティが広がりをみせており、関係人口を含め定住せずとも地域と様々な関わりを持つ人々が増加。
- 地域住民の主体的な取組において、地域の主体性を前面としつつも、外部アクターとの連携を強調すること、「新しい内発的発展」により地域づくりを推進すること、「実地域活動の「立ち上げ前」、「立ち上げ段階」、「実践段階」、「継続段階」の4つの段階なプロセスデザインが必要とされる。
- また今後の課題としては、小さな経済圏の構築やシェアリングエコノミー（共有経済）の活用とライフルのマルチ化があげられる。

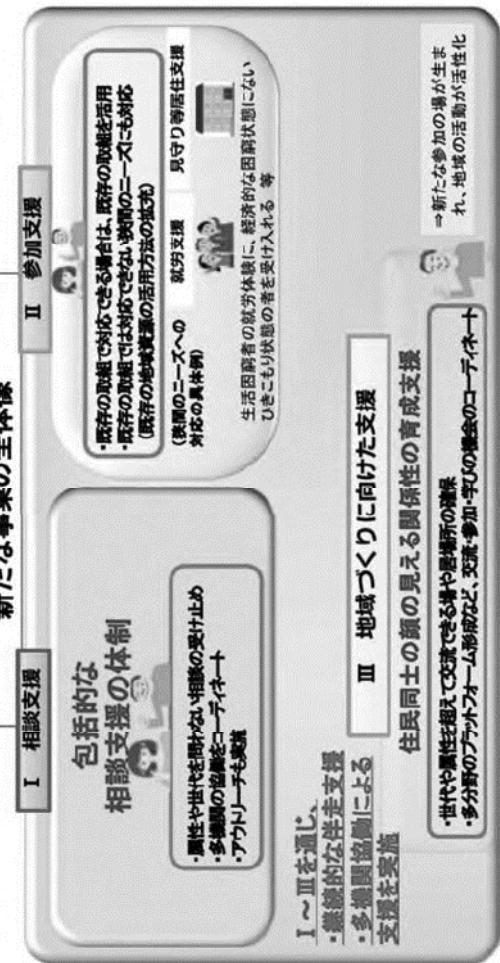
## ■ 内発的発展を支える地域のプロセスデザイン



## 3. 地域共生社会の実現を目指すための新たな事業

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化、子ども・障がい・高齢・生活困難といった分野別の支援体制では、複雑・複合的な課題や狭間のニーズへの対応が困難。属性を問わずに多くの地域住民を対象とした「重層的支援」を実施する「体制整備事業」を令和3年4月に創設し、この事業を市町村において層性や分野を超えた取組を柔軟に実施可能となり、課題を抱える相談者やその世帯への包括的な支援や、地域住民等による地域活性の活性化を展開すべくになった。
- 市町村は、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めることとされた。

## ■ 玄関の支援体制整備事業の全体像



出典：国土交通省、里山・文教体「まち・まど」委員会 2019年度とりまとめ

## 施策12 相互理解の促進による共生社会を形成する

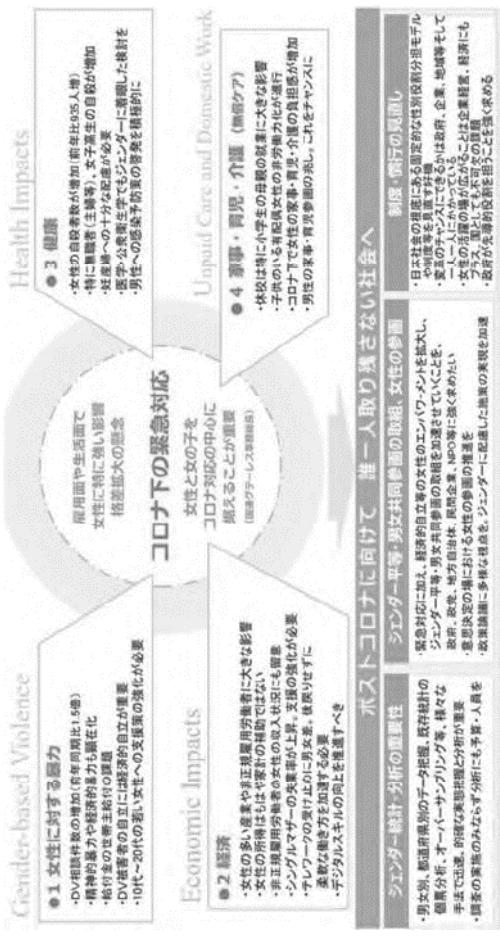
### 我が国の共生社会分野が直面する課題と展望

#### 1. 新型コロナウイルス感染症に関連して発生した人権問題

- 新型コロナウイルス感染症の拡大は、特に女性への影響が深刻であり、生活不安やストレスによるDV等の増加・深刻化、雇用への影響や自殺者の増加など様々な課題化した。
- 内閣府では、令和2年9月に有識者による「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」を立ち上げ、同年11月には政府に対するDV対策の強化等を含む、「緊急提言」がまとめられた。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により子どももの見守りの機会が減少し、児童虐待リスクが高まったことから、令和2年4月、要保護児童対策地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を早期に発見する体制を強化するとともに、定期的に見守る体制を確立する「子どももの見守り強化アクションプラン」が策定された。



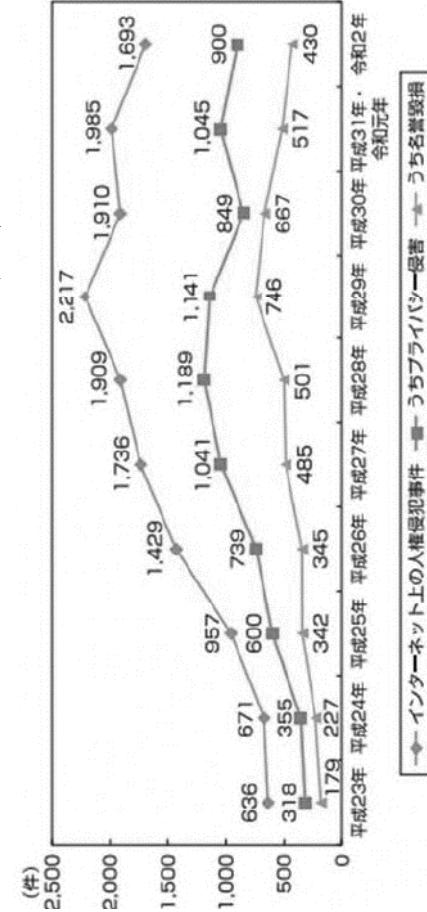
#### ■ 子供・若者育成支援の基本的な方針・施策



出典：文部科学省、令和3年版人権白書・平成30年・令和2年参考資料

#### 2. インターネット上の人の権利侵害の増加

- インターネットを悪用した、他人への中傷や侮辱、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書き込み、インターネット上でいじめなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れ始めましたが、高水準で推移。
- 令和2年中に法務局・地方法務局において新たに救済手続きを開始したインターネット上の権利侵害情報に関する事件は、1,693件となつており、前年から292件減少したが、高水準で推移。
- 国では、青少年を中心で深刻にするインターネットによる権利侵害への取組として、中学生などを対象に携帯電話会社等の実施するスマート・ケータイ安全教室と連携した人権教室を実施するなどの人権啓発活動に取り組んでいる。



出典：法務省、令和3年版人権白書・平成30年・令和2年参考資料

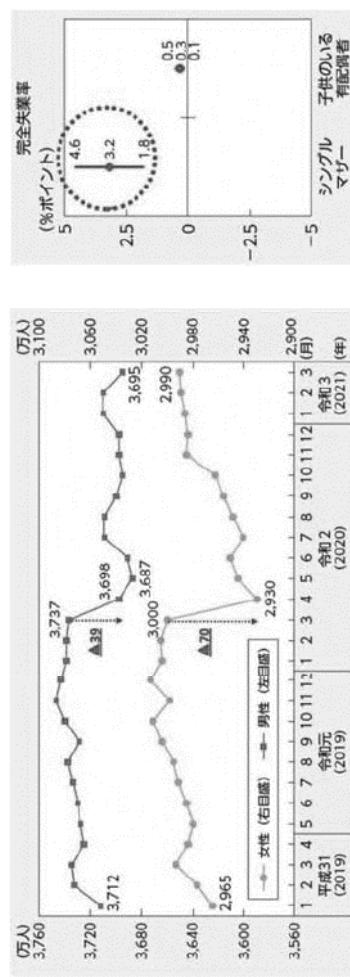
### 3. 新型コロナウイルス感染症で顕在化した男女共同参画の課題

- 就業者数の性別を見ると、男女ともに、緊急事態宣言が発出された令和2年4月に大幅に減少。男女で比較すると、女性の減少幅の方が大きい。
- コロナ下におけるひとり親世帯への影響を見ると、令和2(2020)年7~9月期平均の完全失業率への影響は、子供のいる有配偶の女性にはほとんど影響が見られない一方、母子世帯の親には約3.3ポイントの押し上げ要因となっている。
- また、テレワークによって柔軟な働き方が可能になりました、女性が働きやすくなつた一方、家事・育児等の時間・分担が女性に偏つたまま、家族と過ごす時間が増えることで女性の家事・育児時間が増加、新たな負担の増加も懸念。女性の育児休業取得促進や働き方改革などにより、男性が家事・育児参画しやすい環境づくりへの後押しが重要。

#### 1. 在日外国人への情報発信の課題

- 国では「在留外国人に対する基礎調査に関する有識者会議」を設置し、令和2年9月に18歳以上の在留期間在留者及び「定別永住者」計10,000人を無作為抽出しアンケート調査を実施。
- 職業生活、日常生活において問題を抱えていると回答した人にについて、相談先や情報入手先が分からなかったとする回答が多かった。
- また、上記の問題を抱えているとの回答には、日本語が一分に理解できないことが多い原因と忍われる回答も多く、支援策の周知不足、多言語又はやさしい日本語での対応・情報発信が少ないなどの課題が認められた。

#### ■コロナ下の比較



出典：令和3年度版「女性参画白書」、経済産業省「「少子化」の課題」より作成、基幹統計。

#### ■日常生活において、困りごとを抱えていると回答した人の主な困りごと

■日常生活における困りごと	
■日本語の学習における困りごと	■公的機関が発信する情報を入手する際の困りごと
1位 日本語教室・語学校での利用・受講料金が高い (23.3%)	1位 多言語での情報発信が少ない (33.8%)
2位 学んだ日本語を活かせる機会がない (17.1%)	2位 やさしい日本語での情報発信が少ない (23.4%)
3位 学合のよき時間帯に利用できる日本語教室・語学学校がない (15.6%)	3位 スマートフォン等で利用できる公的機関 (市区町村・都道府県・国) が作成したアプリでの情報発信が少ない (16.8%)
■公的機関における困りごと	■病院で診察等を受ける際の困りごと
1位 どこに相談すればよいのか分からなかつた (31.4%)	1位 どこで症状を正確に伝えるのがわからない (24.1%)
2位 相談するため仕事や学校を休まなければならなかつた (27.8%)	2位 どこの病院に行けばよいのか分からなかつた (23.1%)
3位 遅延が配慮されていないなかつた又は少なくなかつた (20.4%)	3位 病院の受付でうまく話せなかつた (15.9%)
■就寝時の困りごと	■新型コロナウイルス感染症の影響による困りごと
1位 信頼できる情報の情報源が分からなかつた (12.6%)	1位 信頼できる情報の情報源が分からなかつた (20.2%)
2位 寝室場所が分からなかつた (10.2%)	2位 支援策の利用・申請方法が分からなかつた (15.4%)
3位 警報・注意報などの遅延に関する情報が、多言語で発信されていなかつた (9.8%)	3位 相談できる機関が分からなかつた (11.4%)
■生医探しにおける困りごと	■学校における子どもの困りごと
1位 家賃や契約にかかるお金が高かつた (23.5%)	1位 日本国語が分からならない (7.8%)
2位 国語教室を理由に入居を断られた (20.5%)	2位 外国にルーツがあることでのいじめられる (7.8%)
3位 保証人が見つかなかつた (19.7%)	3位 授業の内容が理解できなかつた (7.5%)

出典：六八四円社『常套用語』、令和2年に在留外国人に対する基盤統計